

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【事業年度】	第50期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西田 宜正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 古賀 正弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 古賀 正弘
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 （さいたま市中央区新都心11番地2） 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 （千葉市中央区新田町1番1号） 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 （横浜市中区太田町1丁目8番地） 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 （名古屋市中区栄2丁目3番31号） 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 （大阪市中央区本町3丁目5番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益 (百万円)	329,849	312,888	272,577	247,224	233,612
経常利益 (百万円)	53,666	16,774	15,737	16,555	9,676
当期純利益 (は純損失) (百万円)	15,009	461,397	13,336	14,487	8,083
純資産額 (百万円)	351,981	130,404	170,775	180,027	188,519
総資産額 (百万円)	4,410,825	4,463,116	4,461,946	4,418,040	4,298,669
1株当たり純資産額 (円)	9.03	543.20	307.48	287.97	270.93
1株当たり当期純利益 (は純損失) (円)	6.68	542.52	26.56	28.84	16.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	3.72	-	7.05	6.04	2.97
自己資本比率 (%)	8.0	3.0	3.8	4.0	4.3
自己資本利益率 (%)	4.5	422.9	8.0	8.4	4.5
株価収益率 (倍)	67.06	0.37	4.86	3.16	5.10
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	118,448	191,788	12,900	93,154	19,533
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,765	729	12,384	9,445	19,636
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	186,268	190,430	12,686	57,456	24,488
現金及び現金同等物の期 末残高 (百万円)	108,363	109,125	70,441	93,487	117,157
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	4,400 [7,338]	4,910 [7,244]	4,292 [6,917]	4,218 [6,767]	4,387 [6,705]

(注) 1. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2. 第47期より、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 第47期より、1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{少数株主持分} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

4. 第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第48期の自己資本利益率の算出における自己資本の金額は、期末自己資本の金額を使用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月
営業収益 (百万円)	324,590	300,125	257,866	231,029	220,845
経常利益 (百万円)	50,746	14,506	13,425	13,434	8,441
当期純利益 (は純損失) (百万円)	13,454	460,934	12,142	12,573	7,804
資本金 (百万円)	220,202	220,202	150,000	150,000	150,000
発行済株式総数 (千株)					
普通株式	829,312	864,864	502,375	502,375	502,375
優先株式	550,000	531,894	340,000	340,000	340,000
純資産額 (百万円)	346,471	138,981	161,989	174,078	182,240
総資産額 (百万円)	4,368,274	4,416,809	4,418,167	4,372,122	4,249,066
1株当たり純資産額 (円)	15.67	549.18	318.55	294.49	278.25
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	普通株式 3.00 (-) 第一回A種 優先株式 6.77 (-) 第一回B種 優先株式 10.52 (-) 第一回C種 優先株式 15.52 (-) 第一回D種 優先株式 16.77 (-) 第一回E種 優先株式 18.02 (-) 第一回F種 優先株式 18.54 (-) 第一回G種 優先株式 23.54 (-) 第一回H種 優先株式 26.04 (-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (は純損失) (円)	4.81	541.96	24.18	25.03	15.54
潜在株式調整後1株当 り当期純利益 (円)	3.17	-	6.42	5.24	2.87

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月
自己資本比率 (%)	7.9	3.1	3.7	4.0	4.3
自己資本利益率 (%)	4.1	444.3	7.5	7.5	4.4
株価収益率 (倍)	93.13	0.37	5.33	3.64	5.28
配当性向 (%)	62.4	-	-	-	-
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	3,423 [6,329]	3,743 [6,133]	3,067 [5,754]	3,062 [5,640]	3,297 [5,629]

(注) 1. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2. 第47期より、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 第47期より、1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

4. 第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第48期の自己資本利益率の算出における自己資本の金額は、期末自己資本の金額を使用しております。

2【沿革】

(1) 当社の創立経緯及び商号変更

当社（オリエントコーポレーション）の設立年月日は昭和26年3月15日ですが、当社は広島信販株式会社の株式額面変更（500円から50円に変更）のため、昭和49年4月1日を合併期日として広島信販株式会社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利・義務の一切を引継ぎ営業活動を全面的に承継いたしましたので、実質上の存続会社である広島信販株式会社の沿革について記載いたします。

昭和29年12月	協同組合広島クーポンを設立。
昭和36年8月	広島信用販売株式会社を設立。
昭和42年5月	広島信販株式会社に商号変更。
昭和49年4月	株式額面変更のため、株式会社オリエントファイナンス（昭和26年3月設立）と合併。
平成元年10月	株式会社オリエントコーポレーションに商号変更。

(2) 当社での事業の主なる変遷

昭和36年8月	協同組合広島クーポンと業務提携し、融資業務を開始。
昭和44年4月	割賦債権買取（個品あっせん）業務を開始。
昭和44年11月	協同組合広島クーポンの主事業である割賦販売あっせん（総合あっせん）に関するすべての営業を譲り受け、クレジットカード発行業務を開始。
昭和46年10月	信用保証業務を開始。
昭和47年10月	キャッシングサービス業務を開始。
昭和47年12月	本社の新社屋を広島市中区幟町14番8号に建設移転。
昭和49年10月	株式を広島証券取引所に上場。
昭和51年10月	株式を大阪証券取引所市場第二部に上場。
昭和52年1月	信用保証業務の一環として住宅ローン業務を開始。
昭和52年10月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和53年6月	本社機構を東京都豊島区東池袋3丁目1番1号に移転。
昭和53年11月	信用保証業務の一環としてオートローン業務を開始。
昭和54年9月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第一部に指定。
昭和58年11月	信用保証業務の一環として金融機関の個人向融資を対象とする保証業務を開始。
昭和59年2月	事業者向融資業務を開始。
昭和62年5月	業界初の国内無担保転換社債総額700億円を発行。
平成元年1月	「オリコ UC マスターカード」の発行を開始。
平成元年7月	「オリコ UC VISAカード」、「オリコ JCB カード」の発行を開始。
平成2年1月	総合オンラインシステム「オリオン」の稼働。
平成2年5月	日本野鳥の会との提携による「日本野鳥の会カード」の発行開始。
平成4年4月	業界初の「料金収納保証サービス」を開始。
平成5年11月	特定債権法に基づき、業界初のクレジット債権流動化を実施。
平成8年9月	国内第一号の資産担保証券（ABS）を発行。
平成11年2月	MasterCardのアクワイアリング業務（当社加盟店における他社発行MasterCardの取扱業務）を開始。
	システム開発部門でISO9001を取得。
平成11年3月	インターネット商店街「Orico Mall」を開設。
平成12年4月	「Orico Gold MasterCard」の発行を開始。
平成12年9月	本社の新社屋を東京都千代田区麹町5丁目2番地1（現所在地）に建設移転。
平成13年10月	カード会員数が、1,000万人を突破。
平成14年12月	業界初の残価保証型据置オートローン「Back Up Selefty」の取扱を開始。
平成15年7月	自由返済型のリボルビング専用カード「UPty（アプティ）」の募集開始。
平成16年7月	株式会社みずほ銀行とリテール分野における包括業務提携を行うことで合意。
平成17年2月	伊藤忠商事株式会社と資本・業務提携を行うことで合意。
平成17年4月	ユーシーカード株式会社のみずほ銀行向け無担保個人ローン保証事業を承継。

平成18年11月	楽天K C株式会社のクレジット事業部門を承継。
平成19年 8月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第二部へ指定替え。
平成20年 3月	株式会社クレディセゾン、ユーシーカード株式会社の子会社である株式会社キュービタスとのオーソリ共同化システム(名称「A U R O R A (オーロラ)」)の稼働を開始。
平成20年 7月	カード会員向け「あとリボ」サービスを開始。

(3) 主なグループ会社の設立及び業務の変遷

昭和58年 2月	ORIENT CONSUMER CREDIT PTE.LTD.を設立し、シンガポールでのオートローン事業を開始。
昭和59年 3月	株式会社オークネットを合併にて設立。
昭和59年 7月	人材派遣業の株式会社オリファを設立。
昭和60年12月	株式会社オリコ商事を設立。
平成 2年 3月	株式会社オートリ(繊維業、大証第二部上場)に資本参加。
平成10年 4月	台湾歐利克(股)有限公司を合併にて設立し、台湾でのオートローン事業を開始。
平成11年 1月	サービサーの日本債権回収株式会社を設立。
平成13年 1月	オリコ生命保険株式会社(現ピーシーイー生命保険株式会社)の全株式をPludential(UK)グループへ譲渡。
平成15年 6月	オートローン推進専門会社 2社設立。(株式会社オリコオート中部・中四国)
平成15年 9月	株式会社オリファの全株式を株式会社リクルートスタッフィングへ譲渡。
平成15年12月	ORIENT CONSUMER CREDIT PTE.LTD.の全株式をGE Capital(Singapore)Holdings Pte.Ltd.へ譲渡。
平成16年 2月	オートローン推進専門会社 5社設立。(株式会社オリコオート東北・関西・九州・北海道・関東)
平成16年10月	株式会社オリファンドを吸収合併。
平成18年 1月	エキサイトクレジット株式会社を合併にて設立。
平成18年 4月	アスクラスL S A株式会社を合併にて設立。
平成18年 4月	株式会社オリコオートホールディングスを設立。
平成18年 9月	株式会社オリコK Cを設立。
平成19年 3月	伊藤忠オリコ保険サービス株式会社に資本参加。
平成19年 5月	オートローン推進専門会社、株式会社オリコオート東京を設立。
平成20年 3月	オートローン推進専門会社、株式会社オリコオート西関東を設立。 株式会社オリコオートリースを合併にて設立。

3【事業の内容】

オリコグループの主な事業内容は、「信販業」であり、その他にサービサーや信販周辺の受託業務など、お客さまのニーズに応じた幅広いサービスの提供を行っております。

a 事業の種類

（信販業）

オリコグループにおきましては、主として包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせん、信用保証及び融資業務を行っており、主な内容は次のとおりであります。

なお、平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん」は「包括信用購入あっせん」に、「個品あっせん」は「個別信用購入あっせん」にそれぞれ当連結会計年度より名称変更しております。

1．包括信用購入あっせん部門（カードショッピング業務）

（1）自社カード

当社が信用調査のうえ承認した顧客（以下“会員”という）にクレジットカード（オリコカード）を発行し、会員は当社の加盟店（百貨店、専門店、その他）で、カードを呈示してサインをすることにより、商品の購入又はサービスの提供を受けることができ、その代金は当社が会員に代って加盟店に立替払を行い、会員からは約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

（2）提携カード

商店街、量販店、百貨店等と提携し、当社が各々の顧客に対するクレジットカードの発行、信用調査、立替払、回収等の業務を代行しております。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

2．個別信用購入あっせん部門

当社の加盟店が不特定の消費者に割賦販売を行う場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社がその代金を顧客に代って加盟店に立替払を行い、顧客からは約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

3．信用保証部門（保証業務）

消費者から提携業者もしくは提携金融機関を通じて当社へ借入申込があった場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証により提携金融機関が融資を行うものであります。

主要商品は次のとおりであります。

（1）オートローン

自動車の購入に要する資金を提携金融機関が融資を行うものであります。

（2）銀行保証

提携金融機関が融資を行うものであります。

（3）その他

集金保証、ファミリーローン、設備ローン等の商品名による信用保証業務を行っております。

4．融資部門

（1）キャッシングサービス

当社のクレジットカード会員に対する融資であり、キャッシュディスペンサー等にて会員の信用状況に応じ融資を行い、会員からはその融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

（2）ローンカード

当社が信用調査のうえ承認した顧客（以下“会員”という）にあらかじめ信用供与限度額（融資限度額）を設定した融資専用カードを発行し、会員は、キャッシュディスペンサー等により、その範囲内で用途自由な資金を反復継続して利用でき、会員からは融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

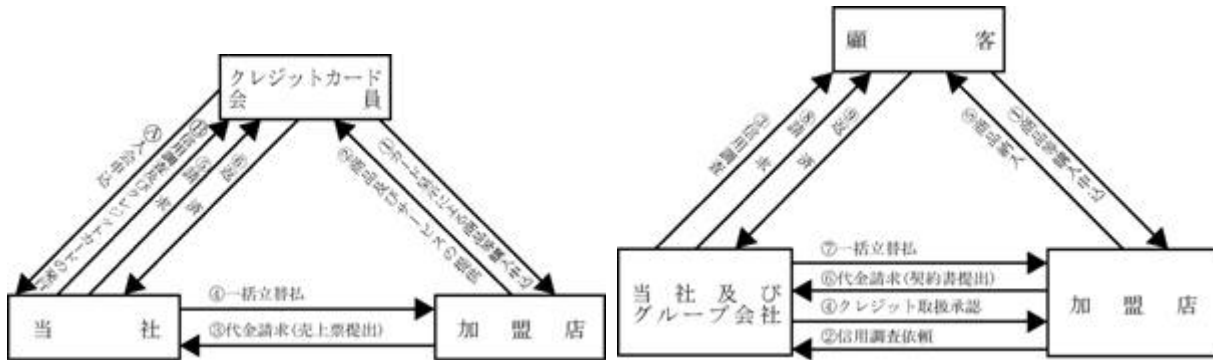
（3）その他

マイティエール（目的ローン）等の商品名による無担保融資等を行っております。

b 主なる事業の取引経路

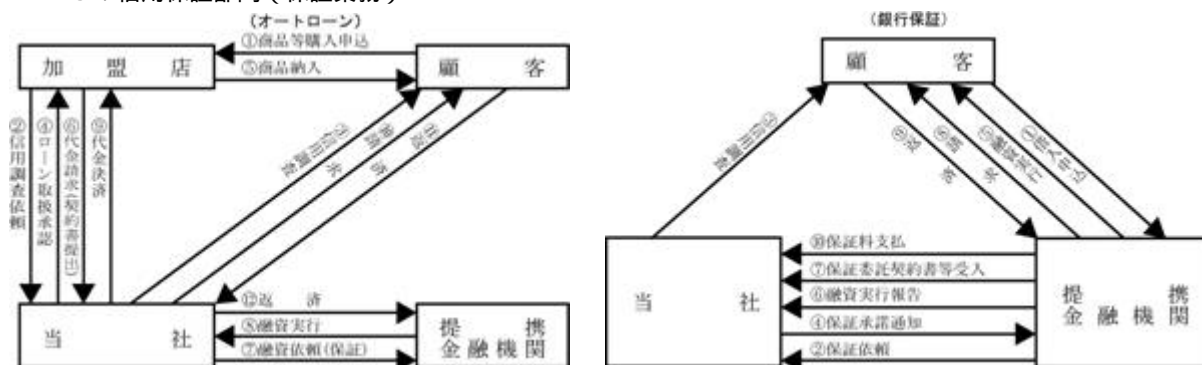
(信販業)

1. 包括信用購入あっせん部門(カードショッピング業務) 2. 個別信用購入あっせん部門



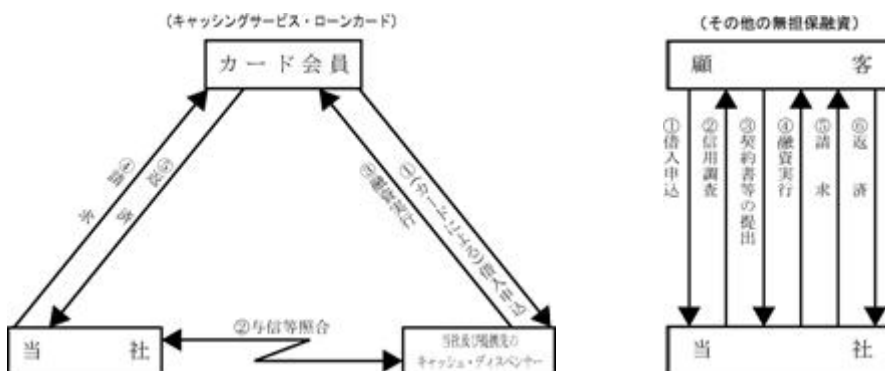
(注) メーカー、商社等の系列販売店を有する加盟店の場合は、図のは傘下の販売店で行い、加盟店(メーカー、商社等)を通じて当社と取引を行うことになります。

3. 信用保証部門(保証業務)



(注) 顧客への融資の代理実行及び請求業務を当社が行う形態もあります。

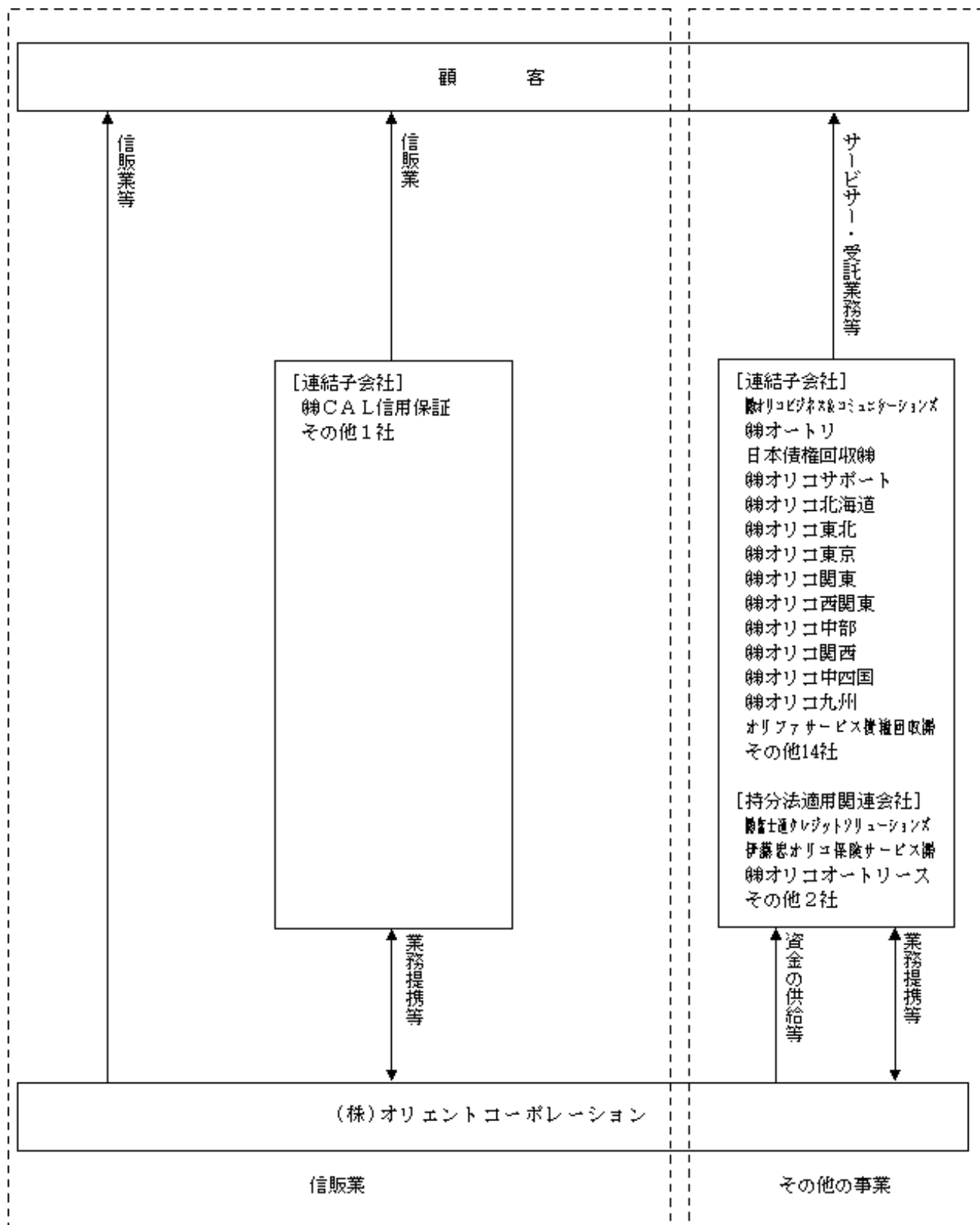
4. 融資部門



〔事業系統図〕

オリコグループの事業系統図は、次のとおりであります。

なお、当社は事業の種類別セグメント情報を記載していないため事業区分別に記載しております。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社 30社)				(所有)	
(株)C A L 信用保証	東京都千代田区	50	信販業 (保証業務)	85.0	業務提携 役員の兼務等
(株)オリコビジネス&コミュニケーションズ (注)2	東京都新宿区	2,186	その他の事業 (商事物販・広告宣伝)	100.0	業務委託等
(株)オートリ (注)3	大阪市中央区	6,064	その他の事業 (繊維事業・ビジネスサポート事業)	68.1 (11.2)	業務委託等
日本債権回収(株)	東京都千代田区	700	その他の事業 (サービサー)	100.0	資金の供給・業務提携 役員の兼務等
(株)オリコサポート (注)4	東京都千代田区	100	その他の事業 (地域オリコ各社の統括管理) (注)4	100.0	業務委託 役員の兼務等
(株)オリコ北海道 (注)4	札幌市中央区	50	その他の事業 (営業推進代行業務)	100.0 (100.0)	業務委託等
(株)オリコ東北 (注)4	仙台市青葉区	75	その他の事業 (営業推進代行業務)	100.0 (100.0)	業務委託等
(株)オリコ東京 (注)4	東京都千代田区	50	その他の事業 (営業推進代行業務)	100.0 (100.0)	業務委託等
(株)オリコ関東 (注)4	さいたま市浦和区	50	その他の事業 (営業推進代行業務)	100.0 (100.0)	業務委託等
(株)オリコ西関東 (注)4	横浜市中区	50	その他の事業 (営業推進代行業務)	100.0 (100.0)	業務委託等
(株)オリコ中部 (注)4	名古屋市昭和区	50	その他の事業 (営業推進代行業務)	100.0 (100.0)	業務委託等
(株)オリコ関西 (注)4	大阪市中央区	50	その他の事業 (営業推進代行業務)	100.0 (100.0)	業務委託等
(株)オリコ中四国 (注)4	広島市中区	50	その他の事業 (営業推進代行業務)	100.0 (100.0)	業務委託等
(株)オリコ九州 (注)4	福岡市博多区	50	その他の事業 (営業推進代行業務)	100.0 (100.0)	業務委託等
オリファサービス債権回収(株) その他 15社 (注)5,6	東京都豊島区	500	その他の事業 (サービサー)	100.0	業務委託 役員の兼務等
(持分法適用関連会社 5社) (株)富士通クレジットソリューションズ	東京都豊島区	300	その他の事業 (システム運用)	49.5	業務委託 役員の兼務等
伊藤忠オリコ保険サービス(株)	東京都港区	310	その他の事業 (保険代理店業務)	35.0 (35.0)	業務提携等
(株)オリコオートリース その他 2社	東京都品川区	240	その他の事業 (オートリース業務)	50.0	業務提携 役員の兼務等
(その他の関係会社)				(被所有)	
伊藤忠商事(株) (注)3	東京都港区	202,241	総合商社	32.0	業務提携 役員の兼務等

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズは平成22年1月1日付で株式会社オリコ商事より社名変更しております。
3. 有価証券報告書を提出しております。
4. 株式会社オリコサポート他9社は平成21年4月1日付で以下のとおり社名変更しております。

(新社名)	(旧社名)
株式会社オリコサポート	株式会社オリコオートホールディングス
株式会社オリコ北海道	株式会社オリコオート北海道
株式会社オリコ東北	株式会社オリコオート東北
株式会社オリコ東京	株式会社オリコオート東京
株式会社オリコ関東	株式会社オリコオート関東
株式会社オリコ西関東	株式会社オリコオート西関東
株式会社オリコ中部	株式会社オリコオート中部
株式会社オリコ関西	株式会社オリコオート関西
株式会社オリコ中四国	株式会社オリコオート中四国
株式会社オリコ九州	株式会社オリコオート九州

なお、「地域オリコ」は、(株)オリコ北海道、(株)オリコ東北、(株)オリコ東京、(株)オリコ関東、(株)オリコ西関東、(株)オリコ中部、(株)オリコ関西、(株)オリコ中四国、(株)オリコ九州、計9社の総称であります。

5. その他の中には特定子会社(ORIENT CORPORATION(USA))があります。
6. その他の中には債務超過の状況にある連結子会社があり清算手続中であります。
名称及び債務超過額は次のとおりであります。
(株)タオ・インターナショナル 23,161百万円(平成22年3月期末現在)

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業区分	従業員数(人)	臨時従業員数(人)
信販業	3,298	5,630
その他の事業	1,089	1,075
計	4,387	6,705

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託を含む)は最近1年間における平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	臨時従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,297	5,629	40.9	16.2	6,288,264

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託を含む)は最近1年間における平均雇用人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社においてはオリエントコーポレーション労働組合(組合員数1,818人)があり、上部団体には加入しておりません。
なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策の効果もあり、個人消費や輸出等に一部持ち直しの動きが見られるものの、深刻な雇用・所得情勢が続くなど、総じて厳しい状況が続いております。

当業界におきましても、改正貸金業法や改正割賦販売法といった関係法令が段階的に施行されつつあり、経営環境は一層厳しさを増しております。

こうした状況のなか、当社グループは当期のスタートにあたり、平成19年度に策定した5ヵ年の「中期経営計画」につきまして、厳しい経済状況や経営環境の著しい変化を織り込んで利益計画の見直しを行い、こうした環境を克服すべく、ビジネスモデルと収益・コスト構造の改革を更に強力に推し進めてまいりました。

営業収益につきましては、2,336億円（前年比136億円減）となりました。

これは、融資部門におきまして、改正貸金業法の総量規制を見据えた与信基準の厳格化等による貸出残高の減少が大きく影響したものであります。

しかしながら、ショッピングクレジットにつきましては、「中期経営計画」の重点分野として取組を強化しておりますが、住宅リフォームの取扱高が拡大したことにより、大幅な増収となりました。オートローンにつきましては、収益改善効果に加え、シェアの挽回策に取り組んだことが奏功し、事業収益は上期を底に増加基調に転じております。また、カードショッピング及び金融機関に対する保証業務につきましても、リボ残高、保証残高がそれぞれ堅調に推移し増収となりました。

一方、営業費用につきましては、2,239億円（前年比67億円減）となりました。

これは、「中期経営計画」の課題として取り組んでまいりましたコスト構造改革の進展によるものであります。

一般経費につきましては、店舗再編・事務効率化等の生産性向上策を推進したことにより、法対応に伴うシステム開発や申込書の差替え等の様々なコストの増加及び大型提携カード発行に伴う先行コストを吸収し、全体として削減を図ることができました。また、貸倒関係費につきましても、与信の高度化、精緻化を進め、ご返済に関するカウンセリングにも注力するなど、債権良質化に向けた取組を強化し、削減を図ってまいりました。

以上の結果、経常利益96億円（前年比68億円減）、当期純利益80億円（前年比64億円減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ236億円増加し、1,171億円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動による資金の増加は、195億円（前年比736億円の支出増）となりました。これは、主にオートローンの取扱高減少等に伴う売上債権の減少によるものであります。また、当連結会計年度において債権流動化により調達した資金は、2,147億円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動による資金の減少は、196億円（前年比101億円の支出増）となりました。これは、主に改正貸金業法対応のシステム投資に伴う無形固定資産（ソフトウェア）の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動による資金の増加は、244億円（前年比819億円の収入増）となりました。これは、主にコマーシャル・ペーパーの発行によるものであります。

(3) 主な事業の状況

[信販業]

信販業の事業収益は、2,157億円（前年比4.7%減）であり、以下に記載しております。

(参考資料) 信販業における事業収益

部門	前連結会計年度	当連結会計年度	前年比
	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
包括信用購入あっせん（注）	213	219	2.9
個別信用購入あっせん（注）	301	324	7.6
信用保証 （内、個品業務）	833 (506)	822 (490)	1.3 (3.2)
融資	879	758	13.8
その他	35	31	11.1
計	2,264	2,157	4.7

(注) 平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん」は「包括信用購入あっせん」に、「個品あっせん」は「個別信用購入あっせん」にそれぞれ当連結会計年度より名称変更しております。

上記各部門収益には、債権流動化による収益が次のとおり含まれております。

部門	前連結会計年度	当連結会計年度	前年比
	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
包括信用購入あっせん	33	48	47.0
個別信用購入あっせん	137	155	13.6
融資	563	490	12.9
計	733	695	5.3

包括信用購入あっせん部門（カードショッピング業務）

平成21年10月より募集を開始しました家電販売業界大手の株式会社エディオンとの提携カード「エディオンカード」の会員数は、既に80万人を超え取扱高が大きく伸長するだけでなく、分割払いやリボ払いといったお客さまの分割ニーズにお応えすることで、収益の拡大にも貢献しております。

また、引き続き「eオリコサービス」（ネットを使った情報提供サービス）や「オリコモール」（当社が運営するオンラインショッピングモール）といったWebやメール等を効果的に活用し、お客さまとの接点強化を図ることで稼働促進に努めてまいりました。更に、ご利用の後から返済方法をリボ払いに変更できる「あとリボ」サービスや一度のお申込みでそれ以降のお支払が自動的にリボ払いとなる「マイ月リボ」サービスが好評で、リボ残高の積上げが図られております。

この結果、当部門の事業収益は219億円（前年比2.9%増）となりました。

個別信用購入あっせん部門及び信用保証部門（個品業務及び保証業務）

当部門の個品業務におきましては、自動車・学費・住宅リフォームを重点分野として取組を強化してまいりました。自動車分野におきましては、新車市場には回復の兆しが見られるものの、中古車市場が依然として低迷を続けるなど厳しい環境が続いており、取扱高は減少となりました。

しかしながら、収益改善効果に加え、お客さまのニーズに合致した自由返済型商品等の戦略商品の促進や好調なエコカー市場への取組及び個人向けオートリース保証商品等の推進を強化してきたことにより、オートローンの事業収益は上期を底に増加基調に転じております。

学費分野におきましては、総合大学や医科・歯科大学等の提携校を拡大するとともに、通常分納方式に加え、ステップアップ方式や親子リレー方式等の多彩な商品を提供してまいりました。また、Web型・メール型といった自宅からでもお申込みができる利便性の高さが多くのお客さまに受け入れられ取扱高が拡大しております。

住宅リフォーム分野におきましても、太陽光発電市場の広がりに加え、みずほフィナンシャルグループ並びに伊藤忠商事株式会社とのアライアンスを活用したメーカー系や家電量販店等の新たなチャネルの開拓を図るとともに、当社の強みである全国の営業ネットワークを駆使した展開力により取扱高を大きく伸ばしております。

金融機関に対する保証業務におきましては、「みずほ銀行カードローン」、「居住用賃貸マンションローン」の取扱いが伸長するなど、株式会社みずほ銀行に対する保証商品が堅調に推移したことにより、保証残高の拡大を図ることができました。

この結果、個別信用購入あっせん部門の事業収益は、324億円（前年比7.6%増）となりました。また、信用保証部門におきましては、ショッピングクレジットと金融機関に対する保証業務は増収となりましたが、オートローンの取扱高減少が影響し、当部門の事業収益は822億円（前年比1.3%減）となりました。

融資部門（カードキャッシング・ローンカード等）

当部門におきましては、改正貸金業法第4条施行に万全な体制で臨むべく、着実に準備を進めてまいりました。また、その影響を極小化すべく、一層のコスト削減を図るとともに、個人事業者向けカードローン「CREST for Biz」をはじめとするスモールビジネスローン（小規模事業者向け融資商品）の推進や低金利施策による新たな優良顧客の開拓に努めてまいりました。

しかしながら、消費性個人のお客さまに対する総量規制を見据えた与信の厳格化等を継続したことにより取扱高が減少し、当部門の事業収益は758億円（前年比13.8%減）となりました。

[その他の事業]

日本債権回収株式会社等のサービサー会社2社をはじめ、情報処理サービスや営業代行等のクレジット関連業務を中心とするグループ会社各社は、引き続きグループ内での連携強化による営業基盤の拡充とともに、経営効率化や内部統制強化に努めるなど、堅実な事業展開を図ってまいりました。また、一層の効率化を図るために一部事業の統合等を行ってまいりましたが、経済環境は依然として厳しく、その他の事業における事業収益は109億円（前年比1.2%減）となりました。

2【連結営業実績】

区分		前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	対前年増減
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業 収益	信販業	226,451	215,721	10,729
	包括信用購入あっせん収益(注)2	21,375	21,994	618
	個別信用購入あっせん収益(注)2	30,190	32,476	2,286
	信用保証収益(注)3	83,306	82,215	1,091
	融資収益	87,998	75,851	12,146
	その他	3,579	3,183	396
	その他の事業	11,123	10,988	134
小計		237,574	226,710	10,864
金融収益		642	322	320
その他の営業収益		9,007	6,579	2,427
合計		247,224	233,612	13,611

(注)1. 上記金額は、消費税等を除いて表示しております。

2. 平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん収益」は「包括信用購入あっせん収益」に、「個品あっせん収益」は「個別信用購入あっせん収益」にそれぞれ当連結会計年度より名称変更しております。
3. 事業収益の信用保証収益には、個品業務による収益が次のとおり含まれております。

(前連結会計年度) (当連結会計年度)

信用保証収益に含まれる
個品業務収益 50,667百万円 49,066百万円

4. 事業収益の各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

(前連結会計年度) (当連結会計年度)

包括信用購入あっせん収益 3,314百万円 4,871百万円
 個別信用購入あっせん収益 13,712百万円 15,574百万円
 融資収益 56,346百万円 49,062百万円
 計 73,372百万円 69,509百万円

5. 信販業の主要部門における取扱高

部門	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
包括信用購入あっせん	1,017,854	1,048,033	30,178
個別信用購入あっせん	460,827	470,873	10,046
信用保証(注)	1,224,732	1,067,030	157,702
融資	465,607	375,202	90,405
計	3,169,022	2,961,140	207,882

(注)取扱高の信用保証には、個品業務による取扱高が次のとおり含まれております。

(前連結会計年度) (当連結会計年度)

信用保証に含まれる
個品業務取扱高 774,245百万円 645,243百万円

提出会社参考情報

(1) 営業収益

区分	第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第50期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	対前期増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業収益			
包括信用購入あっせん収益(注)2	21,372	21,994	622
個別信用購入あっせん収益(注)2	30,068	32,454	2,386
信用保証収益(注)3	82,634	81,291	1,342
融資収益	87,936	75,815	12,120
その他	4,145	3,645	500
小計	226,156	215,201	10,955
金融収益	823	935	111
その他の営業収益	4,049	4,708	658
合計	231,029	220,845	10,184

(注)1. 上記金額は、消費税等を除いて表示しております。

2. 平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん収益」は「包括信用購入あっせん収益」に、「個品あっせん収益」は「個別信用購入あっせん収益」にそれぞれ当期より名称変更しております。

3. 事業収益の信用保証収益には、個品業務による収益が次のとおり含まれております。

	(第49期)	(第50期)
信用保証収益に含まれる 個品業務収益	49,994百万円	48,142百万円

4. 事業収益の各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	(第49期)	(第50期)
包括信用購入あっせん収益	3,314百万円	4,871百万円
個別信用購入あっせん収益	13,712百万円	15,574百万円
融資収益	56,346百万円	49,062百万円
計	73,372百万円	69,509百万円

(2) 取扱高

部門	第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第50期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	対前期増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
包括信用購入あっせん	1,017,854 (1,014,109)	1,048,033 (1,044,077)	30,178 (29,968)
個別信用購入あっせん	460,320 (436,360)	470,873 (450,207)	10,553 (13,846)
信用保証(注)2	1,221,026 (1,130,880)	1,067,030 (984,339)	153,995 (146,541)
融資	465,607	375,202	90,405
その他	123,731	128,154	4,423
合計	3,288,539	3,089,294	199,245

(注)1. ()内は、元本取扱高(クレジット対象額等)であります。

2. 取扱高の信用保証には、個品業務による取扱高が次のとおり含まれております。

	(第49期)	(第50期)
信用保証に含まれる 個品業務取扱高	770,538百万円	645,243百万円

(形態別営業資産残高)

区分	第49期 (平成21年3月31日)		第50期 (平成22年3月31日)		対前期増減	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	増減率 (%)
カード事業	224,928	6.2	180,968	5.3	43,959	19.5
(債権を流動化した残高)	(294,760)		(309,531)		(14,770)	(5.0)
(流動化を含む残高)	(519,689)		(490,499)		(29,189)	(5.6)
ショッピング	57,552	1.6	57,963	1.7	411	0.7
(債権を流動化した残高)	(84,203)		(95,894)		(11,691)	(13.9)
(流動化を含む残高)	(141,755)		(153,858)		(12,103)	(8.5)
融資	167,375	4.6	123,004	3.6	44,370	26.5
(債権を流動化した残高)	(210,557)		(213,636)		(3,078)	(1.5)
(流動化を含む残高)	(377,933)		(336,641)		(41,292)	(10.9)
クレジット事業	3,386,901	93.8	3,232,130	94.7	154,771	4.6
(債権を流動化した残高)	(479,537)		(463,528)		(16,008)	(3.3)
(流動化を含む残高)	(3,866,438)		(3,695,659)		(170,779)	(4.4)
オートローン	1,413,649	39.1	1,210,639	35.5	203,010	14.4
(債権を流動化した残高)	(141,790)		(183,320)		(41,530)	(29.3)
(流動化を含む残高)	(1,555,440)		(1,393,960)		(161,479)	(10.4)
ショッピング	436,082	12.1	499,978	14.6	63,896	14.7
(債権を流動化した残高)	(200,429)		(181,527)		(18,901)	(9.4)
(流動化を含む残高)	(636,511)		(681,505)		(44,994)	(7.1)
融資	1,537,169	42.6	1,521,512	44.6	15,656	1.0
(債権を流動化した残高)	(137,317)		(98,680)		(38,636)	(28.1)
(流動化を含む残高)	(1,674,486)		(1,620,193)		(54,293)	(3.2)
一般個人ローン	241,606	6.7	256,920	7.5	15,314	6.3
(債権を流動化した残高)	(106,640)		(71,746)		(34,894)	(32.7)
(流動化を含む残高)	(348,247)		(328,667)		(19,580)	(5.6)
銀行ローン保証	1,045,441	28.9	1,045,408	30.7	33	0.0
住宅ローン	250,120	7.0	219,182	6.4	30,937	12.4
(債権を流動化した残高)	(30,676)		(26,933)		(3,742)	(12.2)
(流動化を含む残高)	(280,797)		(246,116)		(34,680)	(12.4)
合計	3,611,829	100.0	3,413,099	100.0	198,730	5.5
(債権を流動化した残高)	(774,297)		(773,059)		(1,238)	(0.2)
(流動化を含む残高)	(4,386,127)		(4,186,158)		(199,968)	(4.6)

(注) 金額合計は、貸借対照表科目「割賦売掛金」「信用保証割賦売掛金」の合計であります。

(3) 主要部門におけるカード有効会員数、利用件数、保証件数及び加盟店数

部門	区分	金額	
		第49期 (平成21年3月31日)	第50期 (平成22年3月31日)
包括信用購入 あっせん	クレジットカード有効会員数 (千人)	10,989	11,447
個別信用購入 あっせん	利用件数(千件)	1,210	1,115
信用保証 (内、個品業務)	保証件数(千件)	3,715 (2,216)	3,528 (2,050)
融資	ローンカード有効会員数(千人)	1,362	1,218
	利用件数(千件)	16,534	14,301
加盟店数(千店)		825	895

(注) 1. 利用件数は、各期末における顧客に対する請求件数であります。

2. 保証件数は、各期末における提携金融機関等に対する保証件数であります。

(4) 主要部門における信用供与状況

部門	種別	金額	
		第49期 (平成21年3月31日)	第50期 (平成22年3月31日)
包括信用購入 あっせん	信用供与限度額	会員の信用状況に応じ10万円 から100万円	同左
個別信用購入 あっせん	信用供与限度額	特に定めず	同左
信用保証	信用供与限度額	オートローン (無担保扱)	特に定めず
		銀行保証	500万円(1万円単位)
融資	信用供与限度額	キャッシング サービス	会員の信用状況に応じ3万円 から100万円(1万円単位)
		ローンカード	会員の信用状況に応じ10万円 から300万円(1万円単位)

(注) 1. 包括信用購入あっせん部門の信用供与限度額は標準限度額であり、提携カード等の種類により上記限度額と異なる場合があります。

2. 個別信用購入あっせん、信用保証及び融資部門については、主要業務についてのみ記載しております。

3. 第50期における新規信用供与件数は、次のとおりであります。

部門	第50期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	信用供与件数(千件)
包括信用購入あっせん	129,789
個別信用購入あっせん	5,164
信用保証 (内、個品業務)	6,955 (701)
融資	7,318

(5) 主要部門における手数料の状況

部門	種別		料率	
			第49期 (平成21年3月31日)	第50期 (平成22年3月31日)
包括信用 購入あっ せん	会員手数料		クレジット対象額の2.04% (3回 払) ~ 16.32% (24回払) (実質年率12.2% ~ 15.0%)	同左
	加盟店手数料		クレジット対象額の1.8% ~ 5.0%	同左
個別信用 購入あっ せん	会員手数料		クレジット対象額の1.58% (3回 払) ~ 11.01% (20回払) (実質年率9.5% ~ 12.2%)	同左
	加盟店手数料		クレジット対象額の1.5% ~ 5.0%	同左
信用保証	オートローン	保証料	保証元本の1.140% ~ 3.677% (6回 払) 10.228% ~ 34.987% (60回払) (実質年率3.9% ~ 12.5%)	同左
	銀行保証	保証料	2.0% ~ 7.0%	同左
融資	キャッシング サービス	利息	融資額に対して実質年率15.0% ~ 18.0%	同左
	ローンカード	利息	融資額に対して実質年率6.0% ~ 18.0%	同左

- (注) 1. 包括信用購入あっせん部門の料率は標準料率であり、加盟店との契約内容又は提携カードの種類により上記料率と異なる場合があります。
2. 個別信用購入あっせん部門の料率は標準料率であり、加盟店との契約内容により上記料率と異なる場合があります。
3. 信用保証及び融資部門については、主要業務についてのみ記載しております。
なお、信用保証部門の料率については、提携業者との契約内容により上記料率と異なる場合があります。

(6) 融資における業種別貸出状況

業種	第49期 (平成21年3月31日)			第50期 (平成22年3月31日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
製造業	-	-	-	-	-	-
農業	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業、飲食店	27	0.0	2	-	-	-
金融・保険業	68,802	12.6	5	26,832	5.8	3
不動産業	9,888	1.8	8	9,881	2.1	8
サービス業	1,013	0.2	1	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個人	460,833	84.5	16,534,792	425,072	91.2	14,301,554
その他	4,671	0.9	8	4,153	0.9	5
合計	545,236	100.0	16,534,816	465,939	100.0	14,301,570

(7) 融資における担保別貸出状況

担保の種類	第49期 (平成21年3月31日)	第50期 (平成22年3月31日)
	貸出金残高(百万円)	貸出金残高(百万円)
有価証券	3,482	3,491
債権	96	64
商品	-	-
不動産	62,172	54,690
その他	850	836
小計	66,602	59,083
保証	-	-
信用	478,633	406,856
合計	545,236	465,939

3【対処すべき課題】

当社では、「中期経営計画」で掲げるトップライン（営業収益）・コスト構造（一般経費）・貸倒コストの改革を一体で進めてまいりました。この改革は順調に進展しているものと考えております。平成22年度は、トップラインの反転攻勢及びこれまで進めてきました抜本的な改革を更に推し進めてまいります。

加えて、リテール金融市場の地殻変動を好機と捉え、当社の強みである与信力・回収力、豊富な商品ラインナップや全国の営業ネットワーク等を最大限に活用し、新たなマーケットの創造、ビジネス領域の拡大、更には既存の枠組みにとらわれない、新たな商品・サービスの提供やビジネススキームの構築にも取り組んでまいります。

具体的な取組としましては、まず、自動車分野におきまして、所有から使用へ変化するお客さまのニーズに対応するため、他社に先駆けてオートリース事業を立上げております。今後、大きく成長が見込まれる個人オートリース市場につきましては、新たなマーケットとして位置付け、同市場において確固たる地位を確立すべく、更に取組を強化してまいります。

次に、ビジネス領域の拡大に向けて、全国に跨る職域や業界団体、各種会員組織に対して、そのお客さまの様々なライフイベントにおいて発生する分割ニーズに、的確にお応えできる目的ローンを提供するなど、新たなB2Cモデルの構築に注力いたします。

また、新たなサービスとして、当社独自の「クレポ」（個品へポイントを付与するサービス）をスタートさせるなど、当社の強みである個品とカードの領域を融合させたイノベティブなビジネスモデルを本格的に展開してまいります。

更に、様々なビジネスシーンに対応できる次世代のWebシステムを構築するなど、新たなビジネススキームを早期に実現し、お客さまや加盟店さまの利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

こうした当社の強みを最大限に活かした独自のビジネスモデルを本格展開することにより、新たなマーケットを創造し、「日本一の総合個人金融会社」の実現に向け、更なる発展に全力を尽くしてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクにつきましては、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項につきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 競争及び市場環境について

リテール金融市場は、個人消費の動向を大きく受ける市場であり、個人消費の急速な悪化に起因するシェア獲得競争の激化による収益率の低下、及び優良取引先との取引状況の変化が業績及び財政状態に影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 法的規制等について

当社グループは、現時点の法令等に従って、業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行等の変更が、当社グループの業務内容や業績等に影響を及ぼすおそれがあります。なお、当社を含む当業界に特有の法律や影響を及ぼすおそれがある法律につきましては、以下のとおりであります。

「割賦販売法」

当社の主要業務である「信販事業」及び「カード事業」は、「割賦販売法」が適用され、各種の業務規制を受けております。この「割賦販売法」につきまして、平成20年6月に改正法が成立し、平成21年12月に施行されております。この改正においては、信用購入あっせん業者の業務規制の強化、法的責任の強化等が盛り込まれており、その負担により業績に影響を及ぼすおそれがあります。

なお、当社はその事業の継続のため、同法に基づき、関東経済産業局に「個別信用購入あっせん業者」及び「包括信用購入あっせん業者」として業者登録を行っております。本有価証券報告書提出日現在、それらの登録が取り消しとなる事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由によりそれらの登録が更新できない場合や取り消し事由に該当した場合は、事業の継続に影響を及ぼすおそれがあります。

業者登録の有効期間並びに取り消し事由に該当する事項は、以下のとおりです。

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可番号	有効期限	主な登録取消事由
平成22年3月	個別信用購入あっせん業者	関東経済産業局	関東(個)第6号	平成25年3月11日 (3年毎の更新)	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦販売法又は貸金業法の規定により罰金の刑に処せられたとき。 ・不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとされたとき、など
平成22年3月	包括信用購入あっせん業者	関東経済産業局	関東(包)第8号	無期限	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金又は出資の額が二千万円に満たない法人となったとき。 ・割賦販売法又は貸金業法の規定により罰金の刑に処せられたとき。 ・不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとされたとき、など

「出資法」、「利息制限法」並びに「貸金業法」

当社の「カード事業」及び「融資事業」における貸付取引には、「出資法」、「利息制限法」並びに「貸金業法」の規制を受けております。平成19年12月に改正法（出資法、貸金業法）の本体施行が行われ、平成22年6月には、上限金利の引下げ、総量規制の導入等を主な内容とする改正法（出資法、利息制限法、貸金業法）の完全施行が行われました。この完全施行により新規貸付が抑制され、その結果営業収益が減少し、業績及び財政状態に影響を及ぼすおそれがあります。

また、当社は従来、利息制限法の上限金利を超えた貸付取引を行っていたため、その超過利息の放棄・返還を行う場合があります。

超過利息の放棄・返還の総額は、前連結会計年度は407億円、当連結会計年度は366億円となっており、今後の請求リスクに対応するため、当連結会計年度末現在で利息返還損失引当金を646億円計上しております。

なお、当社はその事業の継続のため、貸金業法に基づき、関東財務局に「貸金業者」の登録を行っております。本有価証券報告書提出日現在、その登録が取り消しとなる事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由によりその登録が更新できない場合や取り消し事由に該当した場合は、事業の継続に影響を及ぼすおそれがあります。

業者登録の有効期間並びに取り消し事由に該当する事項は、以下のとおりです。

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可番号	有効期限	主な登録取消事由
昭和59年 3月	貸金業者	関東財務局	関東財務局長(9) 第00139号	平成23年3月1日 (3年毎の更新)	・ 監督官庁の処分に違反したとき。 ・ 暴力団等の取立制限者であること を知りつつ、債権を譲渡したり取 立を委任する等をしたとき、など

その他

「消費者契約法」、「犯罪収益移転防止法」、「個人情報保護法」並びに「改正特定商取引法」等の対応のための遵法コストの負荷及び貸倒引当金繰入額の増加等により業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 貸倒引当金の状況について

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せざる理由等により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなるおそれがあります。

(4) 流動性リスクについて

金融情勢の著しい変化が生じた場合や当社の格付の大幅な見直しが行われた場合等には、円滑な資金の確保ができなくなる、あるいは、資金調達コストが上昇し業績及び財政状態に影響を及ぼすおそれがあります。

(5) 金利動向について

当連結会計年度末における借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーの残高は9,627億円であります。固定長期借入金の導入、金融派生商品の活用等により、金利変動リスクへの対応を進めておりますが、将来におきまして想定以上の金利の上昇、格付の低下、当社の株価水準等により借入金利の上昇が起こった場合は、金融費用が増加するおそれがあります。また、借入金利の上昇を運用金利に転嫁できない場合や債権流動化における発行条件の悪化等により業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(6) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産につきましては、将来の課税所得に関する予測に基づき計上しておりますが、実際の結果が、かかる予測と異なる可能性があります。また、将来におきまして繰延税金資産の一部の回収ができないと判断した場合及び税率の変更等、その他の予期せざる理由により繰延税金資産を減額する場合は、業績及び株主資本比率に影響を及ぼすおそれがあります。

(7) 個人情報管理について

当社グループは、事業の内容から、大量の個人情報を扱っており、お客さま本人及び多くの提携先からクレジットの申し込み、カードの紹介等を受けております。個人情報保護法が施行される以前から、個人情報の管理を徹底し万全な体制を整えてまいりましたが、当社システムへの不正侵入、運送中の事故、あるいは内部関係者の関与等により個人情報の漏洩が発生し、当社の信用力が毀損された場合や個人への損害賠償責任、業務面での処分等が発生した場合、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(8) 優先株の転換による普通株式の希薄化リスクについて

当連結会計年度末現在、第一回B種優先株式、第一回C種優先株式、第一回D種優先株式、第一回E種優先株式、第一回F種優先株式、第一回G種優先株式、第一回H種優先株式、第一回I種優先株式、第一回J種優先株式を発行しており、伊藤忠商事株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行他が保有しております。各優先株式の発行条件等については「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「1. 株式等の状況」に記載しております。

将来、優先株式の普通株式への転換が行われることにより、当社普通株式の希薄化、また株価形成に影響を及ぼすおそれがあります。

また、これらの優先株式のうち、平成21年2月より転換が可能となっている第一回B種優先株式、第一回C種優先株式、第一回D種優先株式、第一回E種優先株式、第一回F種優先株式、第一回G種優先株式、第一回H種優先株式がすべて転換された場合、伊藤忠商事株式会社に加えて、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行が主要株主となり、それぞれの総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、伊藤忠商事株式会社が24.90%、株式会社みずほ銀行が13.73%、株式会社みずほコーポレート銀行が12.59%となります。

なお、上記の第一回B種優先株式ないし第一回H種優先株式につきましては、これら優先株式の株主である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行より平成22年度上期中を目途として普通株式に転換する方針を決定した旨の連絡を平成22年5月14日に受けております。

加えて、平成22年11月より転換が可能となる第一回J種優先株式がすべて転換された場合、総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、伊藤忠商事株式会社が21.84%、株式会社みずほ銀行が14.52%、株式会社みずほコーポレート銀行が14.09%となります。

なお、第一回I種優先株式が転換可能となる時期は、平成29年8月であります。

(9) 伊藤忠商事株式会社との関係について

伊藤忠商事株式会社は、本有価証券報告書提出日現在、当社の32.00%の普通株式を保有する筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用関連会社として位置づけられております。

平成17年2月の資本・業務提携契約を締結以降、アライアンスを最大限に活用し、リテール金融分野における相互の業容拡大に努めております。また、同社とは積極的な人的交流を行うとともに、役員も招へいしておりますが、会社の意思決定は独立しており、同社が当社の意思決定を妨げたり、拘束したりする状況にはありません。

しかしながら、当社の筆頭株主であり、業容拡大においては、主要なパートナーであることから、同社との関係に今後何らかの変化があった場合には、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(10) 株式会社みずほフィナンシャルグループとの関係について

株式会社みずほフィナンシャルグループは、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行他が、当社の普通株式並びに優先株式を保有しております。

株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行が保有する、上記(8)に記載の優先株式のうち、第一回B種優先株式ないし第一回H種優先株式を、平成22年度上期中を目途として普通株式に転換する方針を決定した旨の連絡を平成22年5月14日に受けております。この転換がなされますと、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、それぞれ13.73%と12.59%となり、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行を含めたみずほグループ全体の総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は併せて27.17%となることから、当社は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となります。

同グループとは、株式会社みずほ銀行との平成16年7月のリテール分野における包括業務提携以降も、アライアンスを最大限に活用し、リテール金融分野における相互の業容拡大に努めております。加えて、同グループとは積極的な人的交流を行うとともに、役員も招へいしておりますが、会社の意思決定は独立しており、同グループが当社の意思決定を妨げたり、拘束したりする状況にはありません。

しかしながら、当社の大株主であり、業容拡大においては、主要なパートナーであることから、同グループとの関係に今後何らかの変化があった場合には、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(11) その他、次のような事項が発生した場合、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

- ・ 予期しないシステムの不具合や事故及び事務処理にミスや不正があり、お客さまや提携先に影響を及ぼした場合。
- ・ 提携先の法令違反等による消費者トラブルが、当社グループの社会的責任に発展した場合。
- ・ 保有する投資有価証券（上場・非上場・関係会社株式等）について市場価格の下落や投資先の価値の毀損があった場合。
- ・ 保有する有形固定資産（土地・建物等）の時価が著しく下落等した場合。
- ・ 関係会社の清算に伴い想定以上の損失が発生した場合。
- ・ 当社及び当業界に関するネガティブな報道があった場合。

以上の他にも当社グループが事業を遂行する限りにおきましては、同業他社及び他業種企業と同様に、経済環境、自然災害、金融・株式市場の動向等、様々なリスクが内包されております。これらについて、どのような影響が発生しうるかについて予測することは困難であります。場合によっては業績に影響を及ぼすおそれがあります。

5【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

6【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項の記載につきましては、当連結会計年度末現在におきまして判断したものであります。

(1) 財政状態

資産の部

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ1,193億円減少し、4兆2,986億円となりました。

信販業の営業資産である割賦売掛金と信用保証割賦売掛金の合計額は3兆4,574億円と前連結会計年度末に比べ1,958億円減少し、これらの営業資産に資産流動化受益債権を加えた合計額につきましては3兆8,693億円と前連結会計年度末より1,896億円減少しており、総資産に対する構成比は90.0%となっております。割賦売掛金につきましては、個別信用購入あっせん部門及び融資部門の残高が減少したことにより、8,165億円と前連結会計年度末に比べ778億円減少し、信用保証割賦売掛金につきましても、中古車販売市場の低迷によるオートローンの取扱高が減少したことにより、2兆6,408億円と前連結会計年度末に比べ1,180億円減少しております。尚、資産流動化受益債権につきましては、4,118億円と前連結会計年度末に比べ61億円増加しております。

販売用不動産につきましては、当連結会計年度において、所有目的の変更に伴い、建物及び構築物、土地への振替を行ったこと等により、16億円(前年比177億円減)となりました。

負債の部

当連結会計年度末の総負債は前連結会計年度末に比べ1,278億円減少し、4兆1,101億円となりました。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内返済予定の長期借入金、社債、長期借入金を含めた有利子負債の合計額につきましては9,627億円(前年比263億円増)となりました。これは、主にコマーシャル・ペーパーの増加によるものであります。

信用保証買掛金につきましては、2兆6,408億円と前連結会計年度末に比べ1,180億円減少しております。

利息返還損失引当金につきましては、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における利息返還損失引当金の計上額は646億円(前年比342億円減)となりました。

純資産の部

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ84億円増加し、1,885億円となりました。

連結自己資本比率は前連結会計年度末の4.0%より0.3ポイント上昇して4.3%となっております。

(キャッシュ・フローの状況につきましては「第2 事業の状況 1.業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。)

(2) 経営成績の分析

営業収益

当連結会計年度における営業収益は、2,336億円(前年比136億円減)となり、その内訳は、事業収益が2,267億円、金融収益が3億円、その他の営業収益が65億円であります。

事業収益の主なものは信販業収益2,157億円(事業収益全体に占める信販業収益の割合は95.2%)であり、前連結会計年度に比べ107億円の減収となりました。債権管理回収業(サービサー)等のその他の事業収益は109億円となりました。

営業収益につきましては、カードキャッシング等の融資部門におきまして、改正貸金業法の総量規制を見据えた与信基準の厳格化等による貸出残高の減少が大きく影響したことによるものであります。

しかしながら、ショッピングクレジットにつきましては、「中期経営計画」の重点分野として取組を強化しております学費、住宅リフォームの取扱高が拡大したことにより、大幅な増収となりました。

一方、オートローンにつきましては、新車市場には回復の兆しが見られるものの、中古車市場が依然として低迷を続けるなど厳しい環境が続いており、取扱高は減少となりましたが、収益改善効果に加え、お客さまのニーズに合致した自由返済型商品等の戦略商品の促進や好調なエコカー市場への取組及び個人向けオートリース保証商品等の推進を強化してきたことにより、事業収益は上期を底に増加基調に転じております。

また、カードショッピング及び金融機関に対する保証業務につきましても、リボ残高、保証残高がそれぞれ堅調に推移し増収となりました。

当連結会計年度末における債権を流動化した残高は、7,730億円（前年比12億円減）であり、債権流動化による収益が信用保証部門を除く信販業の各部門収益に含まれております。なお、当連結会計年度における債権流動化による収益は695億円であり、前連結会計年度に比べて38億円の減少となりました。

また、営業収益におけるその他の営業収益が65億円であり、前連結会計年度に比べ24億円減少しておりますが、これは主に不動産売却収入が減少したことによるものであります。

（信販業の取扱高は、「第2 事業の状況 2. 連結営業実績（注）5. 信販業の主要部門における取扱高」、事業収益及び信販業の各部門収益に含まれる債権流動化による収益及び各部門別の分析は、「第2 事業の状況 1. 業績等の概要（3）主な事業の状況」をご参照ください。また、営業資産及び債権を流動化した残高は、「第2 事業の状況 提出会社参考情報（形態別営業資産残高）」、収益計上基準については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項（4）重要な収益の計上基準」をご参照ください。）

営業費用

当連結会計年度における営業費用は2,239億円（前年比67億円減）となりました。

販売費及び一般管理費は2,032億円であり、前連結会計年度に比べ48億円減少しております。これは、「中期経営計画」の課題として取り組んでまいりましたコスト構造改革の進展によるものであります。

一般経費につきましては、店舗再編・事務効率化等の生産性向上策を推進したことにより、法対応に伴うシステム開発や申込書の差替え等の様々なコストの増加及び大型提携カード発行に伴う先行コストを吸収し、全体として削減を図ることができました。また、貸倒関係費につきましても、与信の高度化、精緻化を進め、ご返済に関するカウンセリングにも注力するなど、債権良質化に向けた取組を強化し、削減を図ってまいりました。

金融費用は190億円と前連結会計年度に比べ8億円減少しておりますが、これは主に営業資産残高が減少したことによるものであります。

その他の営業費用は15億円と前連結会計年度に比べ10億円減少しておりますが、これは主に不動産売却原価が減少したことによるものであります。

経常利益及び当期純利益

当連結会計年度における経常利益は96億円（前年比68億円減）となりました。販売費及び一般管理費は減少しましたが、事業収益の大半を占める信販業収益及びその他の営業収益が減収となったことにより、減益となりました。営業収益営業利益率につきましても前連結会計年度の6.7%より2.6ポイント低下し、4.1%となりました。

また、当期純利益は特別利益、特別損失及び法人税等調整額の計上の結果80億円となり、自己資本当期純利益率は4.5%となりました。

(3) 経営戦略の現状と見通し

景気は持ち直しの兆しが見られ、個人消費についても徐々に回復に向かうものと思われませんが、改正貸金業法第4条施行の影響も懸念され、当業界を取り巻く環境は依然として不透明な状況が続くものと思われま

す。こうしたなか、当社グループといたしましては、改正貸金業法、改正割賦販売法の本格施行に万全な体制で臨むことを最優先に取り組んでまいります。

特に、改正貸金業法第4条施行につきましては、総量規制が導入されることにより、追加的な融資残高の減少や一時的な延滞発生増加による貸倒関係費の増加等が見込まれますが、万全な対応と的確な対策を講じることにより、その影響の極小化を図りたいと考えております。

このような厳しい環境下におきましても、これまで取り組んでまいりましたビジネスモデル改革の総仕上げを行い、生産性の飛躍的向上と更なるコストの圧縮を図るとともに、営業収益の反転攻勢に向け尽力してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

記載すべき事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名	事業区分	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び構築物 (百万円)	機械装置及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社部門 (東京都千代田区他)	信販業	営業用設備	13,282	5	36,668 (23)	4,984	986	55,927	701 [178]
支店	信販業	営業用設備	7,492	-	16,763 (6)	440	121	24,818	2,596 [5,451]
厚生施設他	信販業	その他の設備	5,208	-	14,749 (72)	-	19	19,977	- [-]

(注) 従業員数の [] は、臨時従業員数を外書しております。

(2) 国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名	事業区分	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び構築物 (百万円)	機械装置及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)オートリ	本社他 (大阪市中 央区他)	その他 の事業	生産設備 その他 の設備	749	4	4,096 (29)	69	48	4,968	54 [23]

(注) 従業員数の [] は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
A種優先株式	4,000,000
B種優先株式	6,000,000
C種優先株式	10,000,000
D種優先株式	10,000,000
E種優先株式	10,000,000
F種優先株式	3,000,000
G種優先株式	6,000,000
H種優先株式	6,000,000
I種優先株式	140,000,000
J種優先株式	150,000,000
計	2,170,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	502,375,455	502,375,455	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第二部)	(注)2,3,4
第一回B種優先株式	6,000,000	6,000,000	非上場・非登録	(注)3,4,5
第一回C種優先株式	10,000,000	10,000,000	同上	(注)3,4,6
第一回D種優先株式	10,000,000	10,000,000	同上	(注)3,4,7
第一回E種優先株式	10,000,000	10,000,000	同上	(注)3,4,8
第一回F種優先株式	2,000,000	2,000,000	同上	(注)3,4,9
第一回G種優先株式	6,000,000	6,000,000	同上	(注)3,4,10
第一回H種優先株式	6,000,000	6,000,000	同上	(注)3,4,11
第一回I種優先株式 (注)1	140,000,000	140,000,000	同上	(注)3,4,12,13,14,18
第一回J種優先株式 (注)1	150,000,000	150,000,000	同上	(注)3,4,15,16,17
計	842,375,455	842,375,455	-	-

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。
3. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が500株、第一回B種優先株式ないし第一回J種優先株式は1,000株であります。普通株式は平成19年6月4日に2株を1株にする株式併合を行い、普通株主の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に1,000株から500株に変更したものであります。また、第一回B種優先株式ないし第一回J種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。
4. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
5. 第一回B種優先株式(以下「B種優先株式」という。)の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株当たり500円に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「B種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

B種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$B種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00\%$$

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物日本円TIBORとして公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき各事業年度におけるB種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

B種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、B種優先配当金(B種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、B種優先株主又はB種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき500円を支払う。B種優先株主又はB種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

B種優先株主は、当社に対して、以下に定める期間中、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること(以下「転換」という)を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成21年2月1日から平成31年2月1日まで

転換条件

イ．当初交付価額

当初交付価額は228円とする。

ロ．転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

ハ．交付価額の調整

B種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えにB種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はB種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

6．第一回C種優先株式（以下「C種優先株式」という。）の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり500円に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「C種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。

C種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{C種配当年率} = \text{日本円TIBOR（6ヵ月物）} + 1.00\%$$

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物日本円TIBORとして公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき各事業年度におけるC種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「C種優先中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主又はC種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

C種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、C種優先配当金（C種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、C種優先株主又はC種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき500円を支払う。C種優先株主又はC種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

C種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

C種優先株主は、当会社に対して、以下に定める期間中、その有するC種優先株式の全部又は一部を取得し、転換を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成21年2月1日から平成31年2月1日まで

転換条件

イ．当初交付価額

当初交付価額は228円とする。

ロ．転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式の払込金額} \div \text{交付価額の総額}}$$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

ハ．交付価額の調整

C種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったC種優先株式を、一斉取得日をもって取得し、これと引換えにC種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はC種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

7. 第一回D種優先株式(以下「D種優先株式」という。)の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり500円に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「D種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「D種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、当該D種優先中間配当金を控除した額とする。

D種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

D種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物日本円TIBORとして公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株主又はD種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき各事業年度におけるD種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「D種優先中間配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主又はD種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

D種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、D種優先配当金(D種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、D種優先株主又はD種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき500円を支払う。D種優先株主又はD種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

D種優先株主は、当社に対して、以下に定める期間中、その有するD種優先株式の全部又は一部を取得し、転換を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成21年2月1日から平成31年2月1日まで

転換条件

イ. 当初交付価額

当初交付価額は228円とする。

ロ. 転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

八．交付価額の調整

D種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{既発行} \quad \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}$$

$$\text{交付価額} = \text{交付価額} \times \frac{\text{普通株式数} + \frac{\text{普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}{\text{普通株式数} + \frac{\text{普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったD種優先株式を、一斉取得日をもって取得し、これと引換えにD種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はD種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

8．第一回E種優先株式（以下「E種優先株式」という。）の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たり500円に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「E種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「E種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、当該E種優先中間配当金を控除した額とする。

E種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

E種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物） + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物日本円TIBORとして公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主又はE種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき各事業年度におけるE種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてE種優先株主又はE種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

E種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、E種優先配当金（E種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、E種優先株主又はE種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき500円を支払う。E種優先株主又はE種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

E種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

E種優先株主は、当会社に対して、以下に定める期間中、その有するE種優先株式の全部又は一部を取得し、転換を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成21年2月1日から平成31年2月1日まで

転換条件

イ. 当初交付価額

当初交付価額は228円とする。

ロ. 転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{E種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

ハ. 交付価額の調整

E種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったE種優先株式を、一斉取得日をもって取得し、これと引換えにE種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、E種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はE種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

9. 第一回F種優先株式(以下「F種優先株式」という。)の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たり1,000円に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「F種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「F種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるF種優先中間配当金を支払ったときは、当該F種優先中間配当金を控除した額とする。

F種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

F種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物日本円TIBORとして公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたF種優先株主又はF種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき各事業年度におけるF種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「F種優先中間配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてF種優先株主又はF種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がF種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

F種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、F種優先配当金(F種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、F種優先株主又はF種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき1,000円を支払う。F種優先株主又はF種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

F種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

F種優先株主は、当社に対して、以下に定める期間中、その有するF種優先株式の全部又は一部を取得し、転換を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成21年2月1日から平成31年2月1日まで

転換条件

イ. 当初交付価額

当初交付価額は216円とする。

ロ. 転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{F種優先株主が取得の請求をしたF種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

八．交付価額の調整

F種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{既発行} \quad \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}$$

$$\text{交付価額} = \text{交付価額} \times \frac{\text{普通株式数} + \frac{\text{普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}{\text{普通株式数} + \frac{\text{普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったF種優先株式を、一斉取得日をもって取得し、これと引換えにF種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はF種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

10．第一回G種優先株式（以下「G種優先株式」という。）の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたG種優先株式を有する株主（以下「G種優先株主」という。）又はG種優先株式の登録株式質権者（以下「G種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株当たり1,000円に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「G種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「G種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるG種優先中間配当金を支払ったときは、当該G種優先中間配当金を控除した額とする。

G種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{G種配当年率} = \text{日本円TIBOR（6ヵ月物）} + 1.00\%$$

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物日本円TIBORとして公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたG種優先株主又はG種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株につき各事業年度におけるG種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「G種優先中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてG種優先株主又はG種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

G種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、G種優先配当金（G種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、G種優先株主又はG種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、G種優先株主又はG種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株につき1,000円を支払う。G種優先株主又はG種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

G種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

G種優先株主は、当社に対して、以下に定める期間中、その有するG種優先株式の全部又は一部を取得し、転換を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成21年2月1日から平成31年2月1日まで

転換条件

イ. 当初交付価額

当初交付価額は216円とする。

ロ. 転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{G種優先株主が取得の請求をしたG種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

ハ. 交付価額の調整

G種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったG種優先株式を、一斉取得日をもって取得し、これと引換えにG種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、G種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はG種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

11. 第一回H種優先株式（以下「H種優先株式」という。）の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたH種優先株式を有する株主（以下「H種優先株主」という。）又はH種優先株式の登録株式質権者（以下「H種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株当たり1,000円に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「H種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「H種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるH種優先中間配当金を支払ったときは、当該H種優先中間配当金を控除した額とする。

H種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

H種配当年率 = 日本円TIBOR（6ヵ月物） + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物日本円TIBORとして公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたH種優先株主又はH種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき各事業年度におけるH種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「H種優先中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてH種優先株主又はH種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がH種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

H種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、H種優先配当金（H種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、H種優先株主又はH種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、H種優先株主又はH種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、H種優先株式1株につき1,000円を支払う。H種優先株主又はH種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

H種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

H種優先株主は、当社に対して、以下に定める期間中、その有するH種優先株式の全部又は一部を取得し、転換を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成21年2月1日から平成31年2月1日まで

転換条件

イ. 当初交付価額

当初交付価額は216円とする。

ロ. 転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{H種優先株主が取得の請求をしたH種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}}$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

八．交付価額の調整

H種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったH種優先株式を、一斉取得日をもって取得し、これと引換えにH種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、H種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はH種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

12. 第一回 種優先株式（以下「種優先株式」という。）は、普通株式への転換を請求する権利を有し、その交付価額は株価の下落により下方修正され交付する普通株式数は増加します。なお、交付価額の下方修正には下限があり、提出日現在の交付価額は下限交付価額である140円に修正されております。詳細につきましては、注13（4）に記載しております。

13. 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載されたI種優先株式を有する株主（以下「I種優先株主」という。）又はI種優先株式の登録株式質権者（以下「I種登録株式質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株当たり1,000円に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率（以下「I種配当年率」という。）を乗じて算出した額の配当金（以下「I種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において後記 に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{I種配当年率} = \text{日本円TIBOR（6ヵ月物）} + 1.00\%$$

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物日本円TIBORとして公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「I種優先中間配当金」という。）を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金（I種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

I種優先株主は、当会社に対して、以下に定める期間中、その有するI種優先株式の全部又は一部を取得し、転換を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成29年8月1日から平成39年8月1日まで

転換条件

イ．当初交付価額

当初交付価額は267円とする。

ロ．転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} & \text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{I種優先株主が取得の請求をしたI種優先株式の払込金額}}{\text{交付価額の総額}} \end{aligned}$$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

八．交付価額の修正

交付価額は、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた額が、当初交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。

また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日(以下「修正日」という。)における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。

「修正日」における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額とするが、当該修正基準価額が140円（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。

なお、提出日現在の交付価額は140円に修正されている。

二．交付価額の調整

I種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \\ \text{交付価額} &= \text{交付価額} \end{aligned}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったI種優先株式を、一斉取得日をもって取得し、これと引換えにI種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 強制取得

当社は、平成19年5月3日以降平成29年7月31日までいつでも、種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、種優先株式を取得すると引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度における種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度において種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

14. I種優先株式の所有者との間の取決めの内容は次のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

権利の行使に関する事項について、当社と所有者との間で、特段の取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、所有者との間で、原則として、当社の事前の書面による承諾がない限り普通株式への取得請求権の行使が可能となる日以前に、当優先株式を売却しないことを合意しております。

15. 第一回J種優先株式(以下「J種優先株式」という。)は、普通株式への転換を請求する権利を有し、その交付価額は株価の下落により下方修正され交付する普通株式数は増加します。なお、交付価額の下方修正には下限があり、提出日現在の交付価額は下限交付価額である140円に修正されております。詳細につきましては、注16(4)に記載しております。

16. J種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載されたJ種優先株式を有する株主(以下「J種優先株主」という。)又はJ種優先株式の登録株式質権者(以下「J種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり1,000円に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「J種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「J種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

J種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次年年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

J種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物日本円TIBORとして公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載されたJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき各事業年度におけるJ種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「J種優先中間配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がJ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

J種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、J種優先配当金（J種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき1,000円を支払う。J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

J種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

J種優先株主は、当会社に対して、以下に定める期間中、その有するJ種優先株式の全部又は一部を取得し、転換を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成22年11月1日から平成32年11月1日まで

転換条件

イ．当初交付価額

当初交付価額は、267円とする。

ロ．転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} & \text{取得と引換えに交付} \\ & \text{すべき普通株式数} \end{aligned} = \frac{\text{J種優先株主が取得の請求を} \\ \text{したJ種優先株式の払込金額} \div \text{交付価額} \\ \text{の総額}}{\text{の総額}}$$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

八．交付価額の修正

交付価額は、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた額が、当初交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。

また、交付価額は、平成19年8月1日以降の修正日における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。

修正日における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額とするが、当該修正基準価額が下限交付価額を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。

なお、提出日現在の交付価額は140円に修正されている。

二．交付価額の調整

J種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\begin{aligned} \text{調整後} &= \text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \\ \text{交付価額} &= \text{交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{aligned}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったJ種優先株式を、一斉取得日をもって取得し、これと引換えにJ種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、J種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はJ種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

17. J種優先株式の所有者との間の取決めの内容は次のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

権利の行使に関する事項について、当社と各所有者との間で、特段の取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、各所有者との間で、原則として、当社の事前の書面による承諾がない限り普通株式への取得請求権の行使が可能となる日以前に、当優先株式を売却しないことを合意しております。また、当社は、一部の所有者との間で、普通株式への取得請求権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式を売却することについて、事前に当社と協議を行い、所有者がその意見を斟酌しつつ適切な売却方針を策定し、当該売却方針に基づき売却を実施するよう努めることを合意しております。

18. 発行済株式のうちI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほコーポレート銀行の当会社に対して有する株式会社みずほコーポレート銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

(1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書

(2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書

(3) 平成15年3月31日付特別当座貸越約定書（平成15年3月31日付連動金利適用に関する特約書、平成15年12月30日付変更契約証書、平成16年3月12日付変更契約証書、平成16年3月31日付変更契約証書、平成16年4月30日付変更契約証書、平成16年6月30日付変更契約証書、平成17年1月17日付変更契約証書、平成17年3月18日付変更契約証書、平成17年3月31日付変更契約証書、平成17年9月30日付変更契約証書、平成18年3月31日付変更契約証書、平成18年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以降に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成17年4月6日(注)1	普通株式 86,210	普通株式 829,312 優先株式 550,000	12,155	220,202	12,155	97,159
平成17年7月31日(注)2	-	普通株式 829,312 優先株式 550,000	-	220,202	32,990	64,169
平成18年7月7日(注)3	優先株式 10,000	普通株式 829,312 優先株式 540,000	-	220,202	-	64,169
平成18年7月31日(注)4	-	普通株式 829,312 優先株式 540,000	-	220,202	9,118	55,051
平成18年8月3日～ 平成18年9月15日(注)5	普通株式 35,552	普通株式 864,864 優先株式 540,000	-	220,202	-	55,051
平成19年3月1日(注)3	優先株式 8,106	普通株式 864,864 優先株式 531,894	-	220,202	-	55,051
平成19年4月2日(注)5	普通株式 139,885	普通株式 1,004,750 優先株式 531,894	-	220,202	-	55,051
平成19年5月2日(注)6	-	普通株式 1,004,750 優先株式 531,894	215,202	5,000	215,202	270,254
平成19年5月2日(注)7	優先株式 290,000	普通株式 1,004,750 優先株式 821,894	145,000	150,000	145,000	415,254
平成19年6月4日(注)8	普通株式 502,375 優先株式 478,704	普通株式 502,375 優先株式 343,189	-	150,000	-	415,254
平成19年6月28日(注)9	-	普通株式 502,375 優先株式 343,189	-	150,000	414,419	834
平成19年9月7日(注)3	優先株式 3,189	普通株式 502,375 優先株式 340,000	-	150,000	-	834

- (注) 1. 第三者割当増資(普通株式発行 発行価格282円 資本組入額141円)によるものであります。
2. 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。
 3. 自己株式(優先株式)の消却によるものであります。
 4. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。
 5. 優先株式の普通株式への転換によるものであります。
 6. 平成19年4月30日開催の臨時株主総会決議による減資に伴うものであります。
 7. 債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)及び第三者割当増資(優先株式発行 発行価格1,000円 資本組入額500円)によるものであります。
 8. 株式併合(普通株式は2株を1株、第一回A種優先株式ないし第一回H種優先株式は10株を1株)によるものであります。
 9. 平成19年6月28日開催の定時株主総会決議による欠損填補に伴うものであります。

(6)【所有者別状況】

普通株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	25	46	379	85	17	27,888	28,440	-
所有株式数(単元)	-	117,639	26,305	517,783	37,421	514	304,091	1,003,753	498,955
所有株式数の割合(%)	-	11.72	2.62	51.58	3.73	0.05	30.30	100.00	-

(注) 当期末現在の自己株式は90,743株であり、「個人その他」の欄に181単元及び「単元未満株式の状況」の欄に243株を含めて記載しております。

第一回B種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	6,000	-	-	-	-	-	6,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第一回C種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	10,000	-	-	-	-	-	10,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第一回D種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	10,000	-	-	-	-	-	10,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第一回E種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	10,000	-	-	-	-	-	10,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第一回F種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	2,000	-	-	-	-	-	2,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第一回G種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	6,000	-	-	-	-	-	6,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第一回H種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	6,000	-	-	-	-	-	6,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第一回I種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	140,000	-	-	-	-	-	140,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第一回J種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	1	1	2	-	-	7	-
所有株式数(単元)	-	65,000	31,000	30,000	24,000	-	-	150,000	-
所有株式数の割合(%)	-	43.33	20.66	20.00	16.00	-	-	100.00	-

(7)【大株主の状況】

普通株式及び第一回B種優先株式ないし第一回J種優先株式の合計所有株式数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	192,994	22.91
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	190,764	22.64
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	68,218	8.09
モルガン・スタンレー証券株式会社 (注)1	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	31,000	3.68
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1丁目9番1号	20,000	2.37
ケーケーアールピーイーアイ ジャパンインベストメントワン リミテッド (常任代理人UBS証券会社)	C/O M&C CORPORATE SERVICES LIMITED PO BOX 309 GT, UGLAND HOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区大手町1丁目5番1号)	20,000	2.37
東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	13,450	1.59
新菱冷熱工業株式会社	東京都新宿区四谷2丁目4番地	8,448	1.00
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	0.92
清和総合建物株式会社	東京都港区芝大門1丁目1番23号	7,675	0.91
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号	7,675	0.91
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	7,675	0.91
計	-	575,682	68.34

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%) (注)2
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	321,528	32.04
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	32,988	3.28
東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	26,900	2.68
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	19,436	1.93
新菱冷熱工業株式会社	東京都新宿区四谷2丁目4番地	16,897	1.68
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	15,564	1.55
清和総合建物株式会社	東京都港区芝大門1丁目1番23号	15,350	1.52
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号	15,350	1.52
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	15,350	1.52
オリエントコーポレーション社員持株会	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	12,204	1.21
計	-	491,567	48.98

(注)1. モルガン・スタンレー証券株式会社は、平成22年4月7日付で、保有する第一回J種優先株式31,000千株を、そのグループ会社である株式会社ハイブリッド・キャピタルに譲渡いたしました。なお、株式会社ハイブリッド・キャピタルは、平成22年5月27日付でモルガン・スタンレー・クレジット・プロダクツ・ジャパン株式会社に社名変更しております。

2. 総株主の議決権については、「(8) 議決権の状況」の「発行済株式」に記載しております。

3. 普通株式及び第一回B種優先株式ないし第一回J種優先株式ごとの大株主の状況は、以下のとおりであります。
普通株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	160,764	32.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	16,494	3.28
東京センチュリーリース株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号	13,450	2.67
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	9,718	1.93
新菱冷熱工業株式会社	東京都新宿区四谷2丁目4番地	8,448	1.68
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	1.54
清和総合建物株式会社	東京都港区芝大門1丁目1番23号	7,675	1.52
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番2号	7,675	1.52
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	7,675	1.52
オリエントコーポレーション社員持株会	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	6,102	1.21
計	-	245,784	48.92

第一回B種優先株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	6,000	100.00

第一回C種優先株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	10,000	100.00

第一回D種優先株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	10,000	100.00

第一回E種優先株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	10,000	100.00

第一回F種優先株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,000	100.00

第一回G種優先株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	6,000	100.00

第一回H種優先株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	6,000	100.00

第一回I種優先株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	140,000	100.00

第一回J種優先株式

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
モルガン・スタンレー証券株式会社 (注)1	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	31,000	20.66
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	30,000	20.00
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	22,500	15.00
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	22,500	15.00
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1丁目9番1号	20,000	13.33
ケーケーアールピーイーアイ ジャパン インベストメント ワン リミテッド (常任代理人 UBS証券会社)	C/O M&C CORPORATE SERVICES LIMITED PO BOX 309 GT, UGLAND HOUSE, SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区大手町1丁目5番1号)	20,000	13.33
モルガン・スタンレー アンド カ ンパニー インク (常任代理人 モルガン・スタン レー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S. A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号)	4,000	2.66
計	-	150,000	100.00

なお、株式会社みずほ銀行並びに株式会社みずほコーポレート銀行が保有する第一回B種優先株式ないし第一回H種優先株式全株式については、転換請求可能期間が到来しており、平成22年度上期中を目途として普通株式に転換する方針を決定した旨の連絡を、平成22年5月14日に受けております。

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回B種優先株式 6,000,000 第一回C種優先株式 10,000,000 第一回D種優先株式 10,000,000 第一回E種優先株式 10,000,000 第一回F種優先株式 2,000,000 第一回G種優先株式 6,000,000 第一回H種優先株式 6,000,000 第一回I種優先株式 140,000,000 第一回J種優先株式 150,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 140,500	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 501,736,000	1,003,472	(注)1, 2
単元未満株式	普通株式 498,955	-	(注)1, 3
発行済株式総数	842,375,455	-	-
総株主の議決権	-	1,003,472	-

(注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の500株を含めて記載しております。また、議決権の数は同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個を含めて記載しております。

3. 1単元(500株)未満の株式であります。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	90,500	-	90,500	0.01
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	140,500	-	140,500	0.02

(注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社の取締役、監査役及び執行役員に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成22年6月25日の定時株主総会において決議しております。なお、社外取締役及び監査役に対しては、新株予約権に関する報酬枠を設けておりません。

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）11名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	年間総数400,000株を、毎年定時株主総会の日から1年以内の日に取締役（社外取締役を除く）に対して発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限としております。(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日から20年以内の範囲で、当社取締役会において定めることとしております。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することとしております。 (2) 新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使することとしております。 (3) その他の行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによることとしております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとしております。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 . 上記と同内容の新株予約権を、当社の執行役員に対しても付与することを予定しております。

2 . 取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の年間総数400,000株を、毎年定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限としております。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）が調整された場合には、調整後付与株式数に上記取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の上限数を乗じた数を上限としております。

付与株式数は500株とします。

なお、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）、又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることとしております。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができることとしております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	9,986	970,456
当期間における取得自己株式	312	26,949

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡し)	443	138,418	0	0
保有自己株式数	90,743	-	91,055	-

(注) 当期間における自己株式の処分株式数及び処分価額の総額には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡し(買増し)による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、信販業の拡大充実を図るとともに、経営効率化の推進、調達基盤の強化及び資産の健全化に努め、強固な経営基盤を築くことにより、安定的な配当を実施することを株主還元の基本方針としております。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当を、毎年9月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めており、業績及び事業の見通しに応じて、中間配当の実施について検討いたします。これらの配当に関する決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

加えまして、平成29年に転換可能となる種優先株式1,400億円を買入れ償還し、普通株式の希薄化を抑制することを当社の重要課題としております。

なお、当期における普通株式及び優先株式の期末配当金につきましては、経済情勢の先行きや業界を取り巻く環境が依然として不透明であり、また、普通株式の希薄化を抑制するために将来の種優先株式の買入れ償還をより確実なものとする必要もあることから、利益剰余金の蓄積を優先することとし、誠に遺憾ながら無配とさせていただくとともに、次期の年間配当金につきましても、引き続き無配とさせていただく予定であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	588	460	318	230	131
最低(円)	342	132	85	64	73

(注) 1. 最高・最低株価は、平成19年7月までは東京証券取引所市場第一部、平成19年8月以降は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 平成19年6月4日付で普通株式2株を1株に併合しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	101	98	90	92	84	85
最低(円)	78	73	77	81	78	78

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会 長兼会長執行 役員		沖本 隆史	昭和25年11月14日生	昭和48年4月 株式会社第一勧業銀行(現、 みずほ銀行及びみずほコー ポレート銀行)入行 平成13年6月 同行執行役員 平成13年6月 同行審査第四部長 平成14年4月 株式会社みずほコーポー ト銀行執行役員 平成14年4月 同行審査第三部長 平成14年10月 同行常務執行役員 平成14年10月 同行営業担当役員 平成17年4月 同行取締役副頭取 平成19年4月 当社顧問 平成19年6月 当社代表取締役会長兼会長 執行役員(現任) 平成19年6月 当社経営企画グループ担当 平成20年6月 第一三共株式会社取締役 (現任)	注3	普通株式 47,500
代表取締役社 長兼社長執行 役員		西田 宣正	昭和25年1月27日生	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現、 みずほ銀行及びみずほコー ポレート銀行)入行 平成9年5月 同行金融法人部長 平成12年6月 同行執行役員 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執 行役員 平成17年5月 当社顧問 平成17年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成17年6月 当社営業本部長 平成18年4月 当社営業本部市場開発グ ループ担当 平成18年6月 当社取締役副社長兼副社長 執行役員 平成19年6月 当社代表取締役社長兼社長 執行役員(現任) 平成21年4月 当社事業本部長	同上	普通株式 36,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役副 社長兼副社長 執行役員	社長補佐 事業本部長	塩見 崇夫	昭和27年11月25日生	昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年4月 同社物流部門長 平成16年6月 同社執行役員 平成17年4月 同社金融部門長 平成18年4月 同社常務執行役員 平成18年4月 同社金融・不動産・保険・ 物流カンパニープレジデ ント 平成18年6月 当社監査役 平成18年6月 伊藤忠商事株式会社常務取 締役 平成20年6月 当社顧問 平成20年6月 当社代表取締役副社長兼副 社長執行役員(現任) 平成20年6月 当社社長補佐 コンプライ アンスグループ担当(兼)業 務監査部担当(兼)コンプ ライアンス委員会委員長 平成21年4月 当社社長補佐 コンプライ アンスグループ担当(兼)コ ンプライアンス委員会委員 長 平成22年6月 当社社長補佐 事業本部長 (現任)	注3	普通株式 16,000
取締役副社長 兼副社長執行 役員	経営企画グ ループ担当	齋藤 雅之	昭和28年12月2日生	昭和51年4月 株式会社第一勧業銀行(現 みずほ銀行及びみずほコー ポレート銀行)入行 平成14年4月 株式会社みずほ銀行経営企 画部長 平成15年3月 同行執行役員 平成16年4月 同行経営企画部長(兼)シ ステム統合プロジェクト統 括PT審議役 平成17年1月 同行経営企画部長(兼)経 営企画部業務革新推進室長 (兼)システム統合プロ ジェクト統括PT審議役 平成17年4月 株式会社みずほフィナン シャルグループ常務執行役 員 平成17年4月 同社リスク管理グループ長 (兼)人事グループ長 (兼)コンプライアンス統 括グループ長 平成20年6月 株式会社トータル保険サー ビス代表取締役副社長 平成22年6月 当社顧問 平成22年6月 当社取締役副社長兼副社長 執行役員(現任) 平成22年6月 当社経営企画グループ担当 (現任)	注4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼専務 執行役員	信用管理グループ担当	佐々木 清志	昭和22年3月22日生	昭和44年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年4月 同社食料カンパニーチーフ フィナンシャルオフィサー (兼)食料経営管理部長 平成14年5月 同社財務部長 平成14年6月 同社執行役員 平成17年4月 同社常務執行役員 平成17年6月 当社顧問 平成17年6月 当社取締役兼専務執行役員 (現任) 平成17年6月 当社信用管理グループ担当 (現任)	注3	普通株式 12,000
取締役兼専務 執行役員	事業本部管理グループ担当	塩見 美照	昭和24年12月3日生	昭和52年4月 当社入社 平成6年4月 当社営業店本部管理センター部長 平成9年6月 当社取締役 平成14年6月 当社執行役員 平成16年4月 当社営業本部管理グループ担当 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員 (現任) 平成21年4月 当社事業本部管理グループ担当(現任)	同上	普通株式 15,000
取締役兼常務 執行役員	事務システムグループ担当	岡島 一	昭和30年2月2日生	昭和52年4月 当社入社 平成8年3月 当社営業店本部営業店統括室副部長 平成9年3月 当社カード本部カード企画部長 平成13年6月 当社取締役 平成13年6月 当社カード本部長 平成14年6月 当社取締役兼執行役員 平成16年4月 当社事務システムグループ担当(現任) 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員 (現任)	同上	普通株式 31,508

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼常務 執行役員	事業本部金融 保証グループ 担当	太田 人成	昭和26年 8月29日生	昭和49年 4月 株式会社日本興業銀行（現、 みずほ銀行及びみずほコー ポレート銀行）入行 平成14年 4月 株式会社みずほ銀行支店業 務第九部部长 平成15年 4月 株式会社みずほコーポー レート銀行大阪営業第一部付審 議役 平成16年 6月 同行企業推進第一部付審議 役 平成16年 6月 当社顧問 平成16年 6月 当社執行役員 平成16年 6月 当社財務グループ担当 平成17年 4月 当社財務グループ担当 （兼）営業本部金融保証グ ループ副担当 平成17年 6月 当社常務執行役員 平成19年 6月 当社取締役兼常務執行役員 （現任） 平成19年 6月 当社営業本部金融保証グ ループ担当 平成21年 4月 当社事業本部金融保証グ ループ担当（現任）	注 3	普通株式 9,500
取締役兼常務 執行役員	人事グループ 担当	鶴田 政信	昭和28年10月29日生	昭和56年 3月 当社入社 平成12年 4月 当社カード本部個人融資部 長 平成13年 4月 当社営業開発推進本部金融 市場開発部長 平成16年 4月 当社財務グループ財務部長 平成17年 6月 当社執行役員 平成17年 9月 当社営業本部営業本部統括 室長 平成18年 6月 当社取締役兼執行役員 平成18年10月 当社取締役兼常務執行役員 平成18年11月 株式会社オリコK C代表取 締役副社長 平成19年 6月 同社代表取締役社長 平成20年 4月 当社常務執行役員 平成20年 4月 当社営業本部営業本部統括 室長 平成20年 6月 当社取締役兼常務執行役員 （現任） 平成20年 6月 当社人事グループ担当 （兼）総務グループ担当 平成22年 6月 当社人事グループ担当 （現任）	同上	普通株式 6,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼常務 執行役員	経理グループ 担当(兼)経 営企画グル ープ副担当	中村 敏彦	昭和29年12月31日生	昭和53年10月 当社入社 平成11年4月 当社企画部副部長 平成13年10月 当社企画部部長 平成17年4月 当社経営企画グループ経営 企画部長(兼)経営企画グ ループ経営企画部債権審査 室長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員 平成18年6月 当社経理グループ担当 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員 (現任) 平成19年7月 当社経理グループ担当 (兼)経営企画グループ副 担当(現任)	注3	普通株式 11,000
取締役兼常務 執行役員	事業本部事業 本部統括室長	小川 恭平	昭和29年12月21日生	昭和59年8月 当社入社 平成12年10月 当社人事部副部長 平成16年4月 当社営業本部営業推進グ ループ営業企画部部長 平成16年10月 当社営業本部営業推進グ ループ営業企画部長 平成18年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役兼執行役員 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員 (現任) 平成20年6月 当社営業本部営業本部統括 室長(兼)営業本部営業推 進グループ営業企画部長 平成21年4月 当社事業本部事業本部統括 室長(現任)	同上	普通株式 13,000
取締役		雪矢 正隆	昭和31年5月8日生	昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年4月 同社金融・不動産・保険・ 物流経営企画部長(兼)金 融・不動産・保険・物流カ ンパニーチーフインフォ メーションオフィサー 平成18年4月 同社金融・不動産・保険・ 物流カンパニー金融部門長 (兼)金融投資戦略室長 平成19年7月 同社金融・不動産・保険・ 物流カンパニー金融部門長 (兼)オリコ関連事業統轄 部長 平成20年4月 同社執行役員(現任) 平成20年4月 同社金融・不動産・保険・ 物流カンパニー金融・保険 部門長(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	注4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		春日井 克典	昭和24年12月21日生	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現、みずほ銀行及びみずほコーポレート銀行) 入行 平成8年5月 同行高田馬場支店長 平成10年5月 当社顧問 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成14年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成15年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成16年4月 当社経営企画グループ統括 平成16年6月 当社専務執行役員 平成16年6月 当社経営企画グループ統括(兼)信用管理グループ担当 平成17年6月 当社営業本部商品・開発グループ担当 平成18年4月 当社営業本部顧客営業推進グループ担当 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	注5	普通株式 10,000
常勤監査役		宮串 努	昭和20年10月21日生	昭和43年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成7年4月 同社建設グループプロジェクト審査部長 平成8年4月 同社法務部長 平成11年6月 同社執行役員 平成13年4月 同社常務執行役員 平成13年10月 同社人事・事業・総務・法務担当役員補佐(兼)法務部長 平成15年6月 同社常勤監査役 平成19年6月 当社監査役 平成20年6月 当社常勤監査役(現任)	注6	-
常勤監査役		齋藤 聡	昭和29年10月19日生	昭和53年9月 当社入社 平成8年3月 当社企画部副部長 平成11年4月 当社人事部長 平成13年6月 当社取締役 平成14年6月 当社取締役兼執行役員 平成16年1月 当社企画部部長 平成16年4月 当社経営企画グループ経営企画部長(兼)経営企画グループ経営企画部債権審査室長 平成17年4月 当社経営企画グループ副担当 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成19年2月 当社経営企画グループ副担当(兼)人事グループ副担当 平成19年6月 当社人事グループ担当 平成20年6月 当社常勤監査役(現任)	注7	普通株式 5,575

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		山本 幹男	昭和23年3月5日生	昭和46年4月 富国生命保険相互会社入社 平成10年4月 同社有価証券部長 平成13年7月 同社取締役 平成14年7月 同社人事部長(兼)関連事業部長 平成15年4月 同社常務取締役 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成18年1月 日本土地建物株式会社取締役(現任) 平成18年6月 大阪地下街株式会社取締役(現任) 平成21年4月 富国生命保険相互会社取締役常務執行役員 平成21年6月 同社お客様サービス本部長(現任) 平成21年7月 同社取締役専務執行役員(現任)	注7	-
監査役		熊崎 勝彦	昭和17年1月24日生	昭和47年4月 検事任官 平成8年12月 東京地方検察庁特捜部長 平成12年6月 前橋地方検察庁検事正 平成16年1月 最高検察庁公安部長 平成16年10月 弁護士登録 平成16年10月 のぞみ総合法律事務所入所 平成17年1月 日本プロ野球コミッショナー顧問(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成18年9月 熊崎勝彦総合法律事務所所長(現任) 平成19年6月 綿半ホールディングス株式会社監査役(現任) 平成20年6月 株式会社十六銀行監査役(現任)	注6	-
計						普通株式 213,583

(注) 1. 取締役 雪矢 正隆氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 常勤監査役 宮串 努及び監査役 山本 幹男、熊崎 勝彦の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成21年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 平成22年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

5. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 平成21年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7. 平成20年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

8. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
会長執行役員	沖本 隆史	
社長執行役員	西田 宜正	
副社長執行役員	塩見 崇夫	社長補佐 事業本部長
副社長執行役員	齋藤 雅之	経営企画グループ担当
専務執行役員	佐々木 清志	信用管理グループ担当
専務執行役員	塩見 美照	事業本部管理グループ担当
常務執行役員	岡島 一	事務システムグループ担当
常務執行役員	太田 人成	事業本部金融保証グループ担当
常務執行役員	宇佐美 正紀	経営企画グループ伊藤忠連携部担当兼事業本部市場開発グループアライアンス推進第二部担当
常務執行役員	鶴田 政信	人事グループ担当
常務執行役員	山川 寅雄	事業本部市場開発グループ担当
常務執行役員	中村 敏彦	経理グループ担当兼経営企画グループ副担当
常務執行役員	藪田 清隆	財務グループ担当
常務執行役員	深澤 雄二	コンプライアンスグループ担当兼総務グループ担当兼コンプライアンス委員会委員長
常務執行役員	小川 恭平	事業本部事業本部統括室長
常務執行役員	高橋 則朗	事業本部営業推進グループ担当兼事業本部営業推進グループ営業推進部長兼事業本部営業推進グループ支店統括部長
執行役員	新井 春樹	コンプライアンスグループ副担当兼コンプライアンス委員会副委員長
執行役員	酒葉 芳明	事業本部営業推進グループ渉外担当
執行役員	広渡 公治	事務システムグループ事務推進部長
執行役員	上田 健	事業本部営業推進グループ渉外担当
執行役員	古川 敏明	業務監査部長
執行役員	伊東 満雄	信用管理グループ信用管理部長
執行役員	森 達也	総務グループ総務部長
執行役員	川島 一郎	事業本部営業推進グループ渉外担当
執行役員	戸田 仁美	事務システムグループ副担当兼事務システムグループシステム企画部長
執行役員	山口 朗	事業本部顧客営業推進グループCRM開発推進部長
執行役員	田邊 正博	事業本部管理グループ管理統括部長
執行役員	江藤 克己	経営企画グループグループ事業部長
執行役員	水野 哲朗	事業本部顧客営業推進グループ担当
執行役員	松浦 幸雄	経営企画グループみずほ連携部長兼事業本部市場開発グループアライアンス推進第一部担当
執行役員	前田 公輔	事業本部営業推進グループ営業企画部長
執行役員	松尾 秀樹	事業本部顧客営業推進グループ顧客営業企画部長

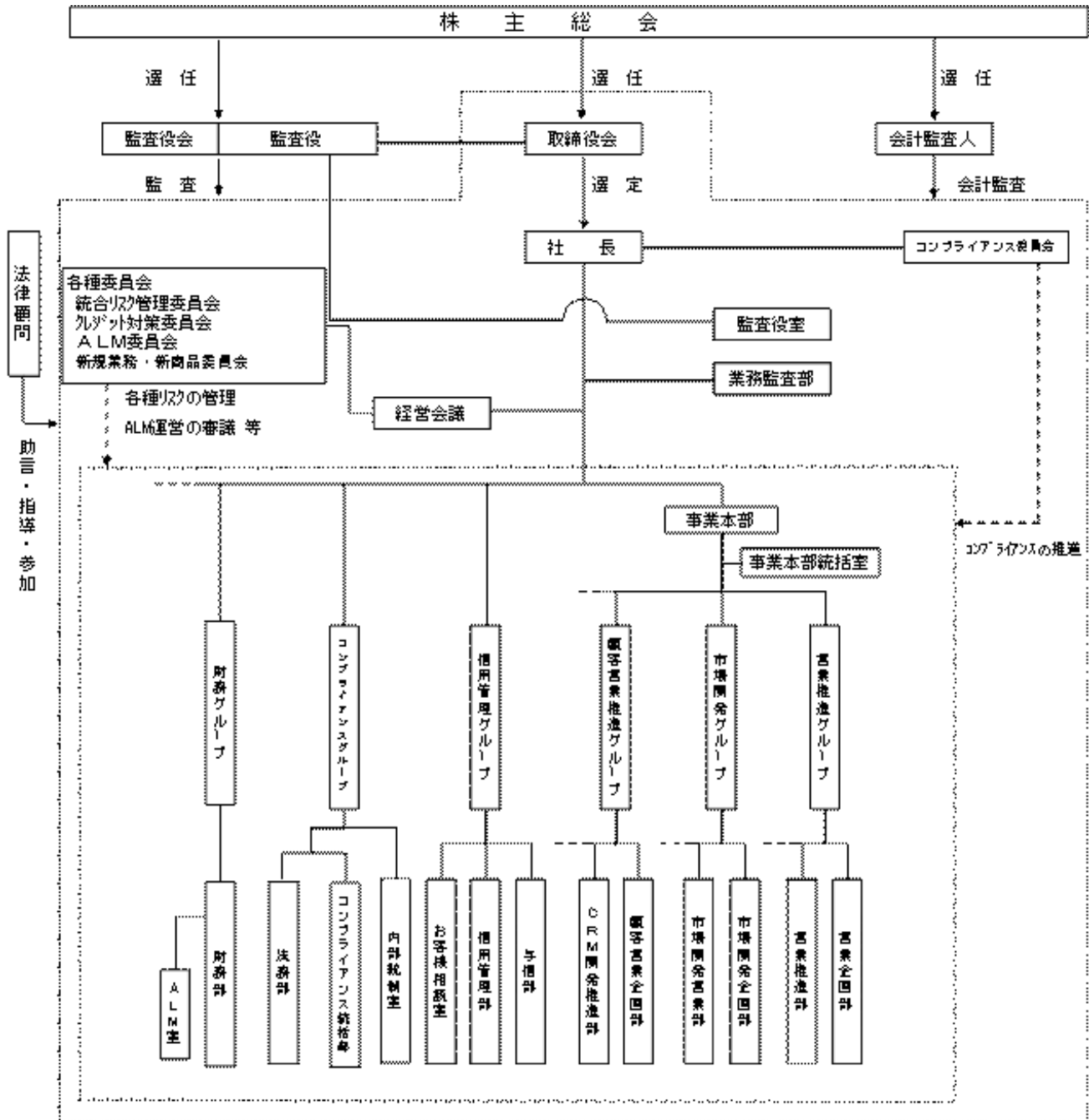
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の基本理念に基づき社会的責任を果たすとともに、すべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の極大化を実現することが、経営の最重要課題であると認識しております。このためには、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できると同時に、効率的で透明度が高く、的確な情報開示が可能となる経営体制を構築し、経営の健全性及び効率性を確保することが不可欠であるとの観点から、継続的にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。なかでも、コンプライアンスは、コーポレート・ガバナンスの根幹をなすものと考えており、社会的公器としての自覚を踏まえた企業行動を確保するために、役職員一人一人に対して、これを徹底しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る業務執行組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



平成22年4月1日現在 抜粋

(2) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、従来監査役制度を採用しており、株主総会の下に法定機関である取締役会、監査役会を置くほか、経営会議を設けております。また、激変する経済情勢や多様化するお客さまニーズ・加盟店ニーズに即応し、業務執行の迅速化・効率化を実現するため、平成14年6月より執行役員制度を導入しております。執行役員は、原則毎月1回開催される執行役員会において業務執行について検討、議論を行っております。

ロ. 会社の機関の内容

取締役会は、取締役12名で構成されており、うち1名が社外取締役であります。必要に応じ随時開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。なお、社外取締役は上場企業の元取締役副会長としての見地より、経営の客観性や広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適正性を確保するための助言、提言をいただいております。また、社外からの経営に対する監視の観点については、社外監査役による監査を実施しており、十分に機能しております。

監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。原則月1回の開催により、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は、これらの決定に基づき、取締役会を始めとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査部門とは定期的に、お互いの情報交換を行うなどの連携をとり、監査の実効性と効率性の向上をめざしております。当連結会計年度においては、会計監査人との間で6回、内部監査部門との間で5回、定期的な会合を実施いたしました。また、監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助する体制をとっております。

経営会議は、会長、社長、副社長及びその他関連する重要な組織の長等、計14名で構成されており、原則週1回の開催により、取締役会付議事項の事前審議及び取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行っております。

ハ. 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

ニ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

企業統治の体制を採用している理由

当社は、一定の独立性が確保された社外取締役を1名選任した上で、監査役会や内部監査、内部統制担当役員等との連携を図っていく形のガバナンス体制を採用しております。このガバナンス体制は、監査役の機能を有効に活用しながら、監査役に係る権限・体制面での不備をも補い、経営に対する監督機能の強化を可能とするものと考えております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、基本理念及び経営方針を定め、これらに基づいて、平成21年3月30日の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社(以下「グループ会社」という。)からなる当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり決議いたしました。

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」のもと、グループの全役員及び全従業員を対象として「行動指針」及びコンプライアンスに関する行動規準である「The Orico Group Code」を制定し、その徹底を図ります。
 - ・取締役会を定期的開催するなどにより、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための体制を確保します。
 - ・コンプライアンスに関する統括部署として、社長直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスの推進を図ります。また、適正な業務運営を確保するための内部管理態勢を整備することにより、法令及び社内規程等を遵守します。
 - ・内部通報制度を設け、違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
 - ・個人情報管理につきましては、個人情報保護法並びに経済産業省ガイドライン、金融庁ガイドライン等との適合性を確保するため、社内規程を整備のうえ、個人情報統括責任者を定め、また専門部署を設置して、その適正な管理を行います。
 - ・財務報告の信頼性確保のため、内部統制室を責任部署として内部統制システムの整備を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
 - ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するための基本方針を定めています。また、当社及び当社グループ会社の全役員、全従業員の具体的な行動規準である「The Orico Group Code」において反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求行為に対しては断固として拒絶することを定めており、これらの勢力との関係を遮断するための体制を構築します。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役会について、その議事録を社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
 - ・代表取締役その他関連する重要な組織の長等で構成する経営会議について、その議事録を社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
 - ・その他、稟議書、契約書等の文書等について、社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
 - ・情報セキュリティに関する専門部署を設置し、情報セキュリティ管理体制を構築します。
- 八. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・「統合リスク管理委員会」を設置し、当社業務に関する各リスクを統合的に把握、管理する体制を構築します。
 - ・「新規業務・新商品委員会」を設置し、新商品に関するリスク・収益性を機動的に検証する体制を構築します。
 - ・「クレジット対策委員会」を設置し、適正な与信の実現及び加盟店管理の強化に関する重要な対策事項を審議、決定する体制を構築します。
 - ・信用リスク管理、加盟店取引状況管理につきましては、個別規程及び営業から独立した専門部署を設置して、健全な牽制体制を構築します。
 - ・金利変動リスクにつきましては、「ALM委員会」を定期的開催するとともに、専門部署を設置し、リスクの把握と適切な対応を進めます。
- 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を定期的開催し、「取締役会規則」において決議事項及び運営方法を定め、その適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行います。
 - ・経営会議を原則週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議及び重要事項の審議・決定を行います。
 - ・当社は執行役員制度を導入しており、原則月1回開催する執行役員会において業務執行について検討、議論を行います。
 - ・職務の分掌及び権限に関する規程を定め、業務執行における役割の明確化と手続の遵守を図ります。
 - ・業務監査部を設置し、独立の立場で内部監査を実施します。

ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の経営管理を行う専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定めることにより、実効性のある子会社管理を行います。
- ・当社は、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の経営管理について定めた規程に掲げる事項に関し承認をすること又は報告を受けることとし、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
- ・当社の業務監査部は、子会社の業務についても監査を行うものとします。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助するものとします。
- ・前号の使用人の人事異動については、あらかじめ常勤監査役の同意を得るものとします。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・会社の現況及び重要事項の決定について、的確に伝達するために、監査役は経営会議、統合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席することができ、必要があると認めるときは意見を述べるものとします。
- ・監査役は、会計監査人、取締役、その他使用人より適宜報告を受けるものとし、報告を受けたときは、必要に応じて監査役会に報告するものとします。
- ・監査役全員は、会長及び社長と定期的に会社の現況や課題等について情報交換を行い、経営全般について監査の観点から必要に応じて提言するなど、監査の実効性確保に努めます。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保するなどし、会計に関する課題等を把握するほか、適正な会計処理を確認します。
- ・常勤監査役は、業務監査部と、定期的に業務報告を受けるなどにより連携を確保するなどし、業務執行状況を確認します。また、子会社の監査役と定期的に情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図ります。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務執行にあたっての様々なリスクを適切に管理し、各種事態の予防、発生に対する的確な対処を可能とすることで、事業を安定的に遂行し、経営資源を保全し、企業価値を維持すべく、リスク管理体制の整備を進めております。

当社業務に関するリスクを統合的に把握・管理するための体制として、社長を委員長とする「統合リスク管理委員会」を組成し、定期的開催しております。また、個別リスクの管理体制としては以下のとおりであります。

信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「信用管理グループ」を設置しております。この「信用管理グループ」を構成する「与信部」「信用管理部」「お客様相談室」において、個人顧客に対する与信状況及び信用状況を「与信部」で、また加盟店の取引状況や業況を「信用管理部」で、またお客さまからのニーズの他、加盟店や当社に対する様々なご意見等を「お客様相談室」で把握する体制をとっております。これにより、個人顧客の信用状況や加盟店の業況・動態を一元的に管理し、営業に対する健全な牽制関係を構築すると共に、信用リスクの管理体制の充実に努めてまいります。これに加え、適正な与信の実現及び加盟店管理の強化に関する重要な対策事項を審議・決定する機関として副社長を委員長とする「クレジット対策委員会」を発足させ、より厳格な対策を講じてまいりました。これにより、経営者が、適正な与信に関する事項及び重要な加盟店の信用状況に関する報告を適時に受け、直ちに適切な対応策を指示できる機動的な体制を構築しております。

金利変動リスクについては、「財務部」の部内室である「ALM室」にて、各種計測システムを活用して金利変動リスクを把握し、適切な対応を進める体制としております。また、会長を委員長とする「ALM委員会」を定期的開催し、当社の資産負債全体の金利変動リスク及び資金流動性リスクを把握・管理することにより、外部環境等の変化に応じた適切なコントロールを実施しております。

新規業務・新商品に関するリスクについては、重要度に応じて、副社長を委員長とする「新規業務・新商品委員会」を開催し、戦略性、収益性を踏まえて、想定されるリスクの洗い出しとその対応策の検討を行うことにより、リスク管理の徹底を図っております。

情報セキュリティに関するリスクについては、「情報セキュリティ規程」等社内規程に基づいて、効果的な情報セキュリティ施策を推進しております。さらに、組織面、物理面も含む包括的な情報セキュリティマネジメントを構築し、コンプライアンス推進部を中心に整備・運用を行っております。なかでも、当社は個人情報を当社にとって最も重要な資産であると認識しており、個人情報保護法等の法令遵守を徹底し、個人情報を適切に取り扱う体制を構築するとともに、個人情報保護マネジメントシステムを通して徹底したリスクマネジメントを実施しております。システム障害等、当社の経営に重大な影響を与える事象及び地震等の自然災害の発生に係るリスクについては、「緊急事態発生時の対

応規程」に基づき、予め定められたマニュアルに沿った適切な対応を行うことで、損失の極小化と業務の継続性を確保する体制を構築しております。

なお、「反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況」については、以下のとおりであります。

イ. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めます。

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
- ・当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ・当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
- ・当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。
- ・当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・反社会的勢力への対応については、当社及び当社グループ会社の行動規準として定めた「The Orico Group Code」の中で「会社としての取り組み姿勢」及び「社員としての取り組み姿勢」として具体的に行動の判断尺度を明文化し、全役職員に周知を図っています。
- ・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し研修会等に参加するなど、反社会的勢力の排除活動に積極的に取り組んでいます。
- ・反社会的勢力による有事発生時の責任部署と対応方法を定め、外部専門機関とも連携し、適切な措置を講じる体制を構築しています。
- ・反社会的勢力の情報を一元管理し、顧客・加盟店等との取引において、反社会的勢力との関係を遮断するための体制整備を進めています。

(3) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査機能としては、29名のスタッフで構成される「業務監査部」が、本社部門、各営業店及び子会社に対して、業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を定期的実施しております。内部監査は、年度計画が取締役会において審議されたうえで実施され、その結果も取締役会に報告されるなど、取締役会がその実施状況及び結果について定期的に把握できる体制になっており、また、監査結果に基づき経営諸活動に対する助言・勧告を行うことによって、健全で効果的・効率的な経営に向けた内部統制の強化に努力しております。内部監査の実施にあたっては、内部監査部門、監査役、会計監査人及び内部統制部門が相互に緊密な連携をとり、監査体制の充実を図っております。

また、監査役の直属の組織として「監査役室」を設置し、2名の専任者を配し監査役の職務を補助しております。各監査役の有する経営や法務等の豊富な見識に加え、会計監査人及び財務、会計の専門部署と密接な情報交換を行う等により、監査体制の強化に取り組んでおります。監査役は取締役会や経営会議等における審議事案について必要に応じて、所管部署から事前に説明を受けることができ、内部統制部門からは定期的に業務報告を受ける等により、内部統制の状況を確認しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、一定の独立性を確保するだけでなく、社会・経済情勢等に関する客観的、専門的な高い見識と豊富な経験に基づいた助言及び監督により、経営の健全性及び効率性確保に資することを考慮し、社外取締役を選任しております。また、社外監査役は、一定の独立性が確保され、かつ、経営、法務等における高い専門性や豊かな経験に基づいた中立的、客観的な視点からの監査により、経営の健全性確保に資することを考慮し選任しております。

社外監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行う等により両者間の連携を確保し、会計に関する課題等を把握するほか、適正な会計処理を確認しております。また、社外監査役へは監査役会において、内部監査部門および内部統制部門からの業務報告に基づき情報伝達が行なわれるなど連携を確保しております。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間に利害関係はありません。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額であります。

当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	279	225	-	-	54	11
監査役 (社外監査役を除く)	32	28	-	-	3	2
社外役員	31	28	-	-	2	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額等の記載は省略しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社は使用人兼務役員はおりません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

(6) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

107銘柄 7,201百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
京成電鉄株式会社	638	363	取引関係の維持・拡大
株式会社池田泉州ホールディングス	1,711	290	取引関係の維持・拡大
昭栄株式会社	399	283	取引関係の維持・拡大
東京センチュリーリース株式会社	200	259	取引関係の維持・拡大
株式会社筑邦銀行	684	240	取引関係の維持・拡大
株式会社みちのく銀行	1,000	192	事業承継に伴う譲受
株式会社広島銀行	464	183	取引関係の維持・拡大
株式会社石井鐵工所	900	168	営業政策上保有
株式会社Olympic	255	164	営業政策上保有
株式会社徳島銀行	199	66	取引関係の維持・拡大

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
当社は純投資目的である投資株式を保有しておりません。

(7) 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に、新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：小林雅和、成澤和己、根津昌史
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 7名
その他 11名
(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

(8) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等による自己の株式の取得ができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な自己の株式の取得を可能とするためであります。

(9) 中間配当

当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さま又は登録株式質権者さまに対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の中間配当の権限を取締役会とすることにより、株主さまへの中間期における利益還元を行うことを目的とするものであります。

(10) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。

(11) 特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(12) 種類株式

当社は、種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めており、普通株式は500株、第一回B種優先株式ないし第一回J種優先株式は1,000株といたしております。これは、平成19年6月4日に普通株式について2株を1株とする株式併合を行いました。普通株主の皆さまの権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に単元株式数を変更したものであります。

また、第一回B種優先株式ないし第一回J種優先株式は議決権を有しないことといたしております。これは、資本増強にあたり、既存株主さまへの影響を考慮したものであります。

(13) コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みの最近1年間における実施状況

コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みの最近1年間における実施状況につきましては、平成22年3月期の取締役会は14回開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督してまいりました。また、リスク管理体制の充実を図るための「統合リスク管理委員会」を3ヶ月に1回の頻度で開催し、同委員会の活動により、各リスクの定量化と、具体的対応策の推進を図ってまいりました。個人情報に関するリスクについては、「情報セキュリティ部」を中心に、個人情報保護体制を構築し、平成20年11月13日付でプライバシーマークの認証を更新、以降も全社を挙げて一層の管理強化に取り組んでおります。加えて、「コンプライアンス推進部」を内部管理態勢整備の推進責任部署として、適正な業務運営を確保するための社内態勢の整備を図るとともに、更なる改善に取り組んでおります。また、内部統制報告制度につきましても2年目の評価が終了し、事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

今後とも、企業として社会的信頼に応え、社会的責任を果たし、信頼されるオリコブランド（安心・便利・お得）の確立をめざしてまいります。

なお、平成22年4月1日付で、全社に対する指示命令システムを一本化することにより、ガバナンス体制の強化を図るため、内部管理部門である「コンプライアンス推進部」と「情報セキュリティ部」を統合し、「コンプライアンス統括部」へ変更しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	107	27	107	18
連結子会社	19	-	20	-
計	127	27	128	18

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

クレジット債権の証券化に伴い合意された手続に関する業務について委託しております。

(当連結会計年度)

クレジット債権の証券化に伴い合意された手続に関する業務について委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数、人員等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 93,510	95,342
受取手形及び売掛金	1,991	2,712
割賦売掛金	2, 3 894,410	2, 3 816,565
信用保証割賦売掛金	2,758,885	2,640,872
資産流動化受益債権	4 405,696	4 411,895
事業貸付金	2,227	902
保証事業債権	839	507
販売用不動産	6 19,456	6 1,668
その他のたな卸資産	5 1,360	5 1,321
繰延税金資産	17,274	5,023
その他	2, 4 317,560	2, 4 337,788
貸倒引当金	258,032	218,847
流動資産合計	4,255,183	4,095,752
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	50,968	54,016
減価償却累計額	21,083	22,115
建物及び構築物(純額)	2, 6 29,885	2, 6 31,900
機械装置及び運搬具	951	187
減価償却累計額	891	161
機械装置及び運搬具(純額)	59	25
土地	2, 6 62,059	2, 6 78,065
リース資産	7,045	8,856
減価償却累計額	2,111	3,327
リース資産(純額)	4,933	5,528
その他	3,114	3,052
減価償却累計額	1,688	1,657
その他(純額)	1,426	1,395
有形固定資産合計	98,364	116,915
無形固定資産		
のれん	706	822
リース資産	29	36
その他	37,964	46,354
無形固定資産合計	38,700	47,212
投資その他の資産		
投資有価証券	1 10,743	1 11,648
従業員に対する長期貸付金	296	272
繰延税金資産	4,868	17,265
その他	9,884	9,602
投資その他の資産合計	25,792	38,788
固定資産合計	162,857	202,916
資産合計	4,418,040	4,298,669

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	268,584	268,173
信用保証買掛金	2,758,885	2,640,872
保証事業債務	839	507
短期借入金	123,724	2 114,213
1年内返済予定の長期借入金	2 315,195	2 294,879
リース債務	2,095	2,048
未払法人税等	835	1,216
賞与引当金	3,427	3,438
カードポイント引当金	4,775	4,551
店舗再編費用引当金	719	509
事業整理損失引当金	1,514	23
割賦利益繰延	19,139	17,779
その他	2 167,264	2 213,733
流動負債合計	3,667,000	3,561,948
固定負債		
社債	102	235
長期借入金	2 447,751	2 457,721
リース債務	2,897	3,254
退職給付引当金	9,777	11,421
役員退職慰労引当金	7 369	7 381
利息返還損失引当金	98,940	64,652
負ののれん	2,530	1,551
その他	2 8,643	2 8,983
固定負債合計	571,012	548,201
負債合計	4,238,012	4,110,149
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金	834	834
利益剰余金	32,990	41,073
自己株式	40	41
株主資本合計	183,784	191,867
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	583	125
繰延ヘッジ損益	866	965
為替換算調整勘定	4,973	4,856
評価・換算差額等合計	6,424	5,948
少数株主持分	2,667	2,600
純資産合計	180,027	188,519
負債純資産合計	4,418,040	4,298,669

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益		
事業収益		
信販業収益	1 226,451	1 215,721
その他の事業収益	11,123	10,988
事業収益合計	237,574	226,710
金融収益		
受取利息及び受取配当金	542	243
その他の金融収益	99	79
金融収益合計	642	322
その他の営業収益	9,007	6,579
営業収益合計	247,224	233,612
営業費用		
販売費及び一般管理費	2 208,122	2 203,244
金融費用		
支払利息	18,410	17,950
その他の金融費用	1,517	1,143
金融費用合計	19,928	19,093
その他の営業費用	2,618	1,599
営業費用合計	230,669	223,936
営業利益	16,555	9,676
経常利益	16,555	9,676
特別利益		
投資有価証券売却益	2,517	831
事業用資産売却益	-	3 121
特別利益合計	2,517	953
特別損失		
店舗再編関連費	4 924	4 600
投資有価証券消却損	-	373
事業整理損失引当金繰入額	1,514	-
投資有価証券評価損	650	455
その他	636	-
特別損失合計	3,726	1,429
税金等調整前当期純利益	15,346	9,199
法人税、住民税及び事業税	1,111	1,533
法人税等調整額	55	152
法人税等合計	1,055	1,381
少数株主損失()	197	265
当期純利益	14,487	8,083

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	150,000	150,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	150,000	150,000
資本剰余金		
前期末残高	834	834
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当期変動額合計	-	-
当期末残高	834	834
利益剰余金		
前期末残高	18,853	32,990
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	359	-
当期変動額		
当期純利益	14,487	8,083
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
持分法の適用範囲の変動	9	-
当期変動額合計	14,496	8,083
当期末残高	32,990	41,073
自己株式		
前期末残高	38	40
当期変動額		
自己株式の取得	3	0
自己株式の処分	1	0
当期変動額合計	2	0
当期末残高	40	41
株主資本合計		
前期末残高	169,649	183,784
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	359	-
当期変動額		
当期純利益	14,487	8,083
自己株式の取得	3	0
自己株式の処分	0	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
持分法の適用範囲の変動	9	-
当期変動額合計	14,494	8,082
当期末残高	183,784	191,867

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	231	583
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	352	457
当期変動額合計	352	457
当期末残高	583	125
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	723	866
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	143	98
当期変動額合計	143	98
当期末残高	866	965
為替換算調整勘定		
前期末残高	1,145	4,973
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,828	117
当期変動額合計	3,828	117
当期末残高	4,973	4,856
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,100	6,424
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,323	476
当期変動額合計	4,323	476
当期末残高	6,424	5,948
少数株主持分		
前期末残高	3,226	2,667
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	294	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	264	66
当期変動額合計	264	66
当期末残高	2,667	2,600
純資産合計		
前期末残高	170,775	180,027
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	654	-
当期変動額		
当期純利益	14,487	8,083
自己株式の取得	3	0
自己株式の処分	0	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
持分法の適用範囲の変動	9	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,588	409
当期変動額合計	9,906	8,491
当期末残高	180,027	188,519

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	15,346	9,199
減価償却費	11,799	12,095
貸倒引当金の増減額（ は減少）	12,792	39,191
賞与引当金の増減額（ は減少）	350	11
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,056	1,655
利息返還損失引当金の増減額（ は減少）	40,791	34,288
受取利息及び受取配当金	542	243
支払利息	18,410	17,950
売上債権の増減額（ は増加）	86,798	189,178
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,454	1,564
仕入債務の増減額（ は減少）	7,324	118,912
割賦利益繰延の増減額（ は減少）	1,768	1,364
その他の資産の増減額（ は増加）	6,642	3,128
その他の負債の増減額（ は減少）	33,749	738
その他	1,371	3,215
小計	111,680	38,307
利息及び配当金の受取額	691	354
利息の支払額	18,093	17,970
法人税等の支払額	1,124	1,157
営業活動によるキャッシュ・フロー	93,154	19,533
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	91	1,275
定期預金の払戻による収入	759	115
有形及び無形固定資産の取得による支出	11,966	16,943
投資有価証券の取得による支出	1,148	2,431
投資有価証券の売却による収入	3,726	2,019
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	83	-
事業譲受による支出	-	229
その他	642	891
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,445	19,636
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	9,391	8,852
コマーシャル・ペーパーの純増減額（ は減少）	60,524	46,100
長期借入れによる収入	272,864	327,228
長期借入金の返済による支出	258,193	337,573
ファイナンス・リース債務の返済による支出	2,135	2,497
配当金の支払額	0	0
少数株主への配当金の支払額	47	48
その他	27	132
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,456	24,488
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,206	716
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	23,046	23,669
現金及び現金同等物の期首残高	70,441	93,487
現金及び現金同等物の期末残高	93,487	117,157

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 33社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 異動状況 (新規) 取得 1社 (除外) 清算 2社</p> <p>(2) 非連結子会社 該当事項はありません。</p> <p>(3) 開示対象特別目的会社 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」として記載しております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 30社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 異動状況 (新規) 設立 1社 (除外) 合併 2社、清算 2社</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p> <p>(3) 開示対象特別目的会社 同左</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当事項はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社の数 6社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 異動状況 (新規) 設立 2社 (除外) 売却 2社、清算 1社</p> <p>(3) 持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の決算日の財務諸表を使用しております。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社の数 5社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 異動状況 (除外) 清算 1社</p> <p>(3) 同左</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は6社であります。</p> <p>決算日別内訳 12月末日 6社</p> <p>連結財務諸表の作成にあたっては、各社の決算日の財務諸表を使用しております。 なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。 ・その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してしております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 <p>デリバティブ すべてヘッジ会計を適用しております。 (「(4) 重要なヘッジ会計の方法」参照)</p> <p>販売用不動産 個別法による原価法[切放し法](連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>(建物) 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(建物以外の有形固定資産) 定率法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>(ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間5年又は10年)</p> <p>リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保有目的の債券 同左 ・その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 <p>デリバティブ すべてヘッジ会計を適用しております。 (「(5) 重要なヘッジ会計の方法」参照)</p> <p>販売用不動産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>(建物) 同左</p> <p>(建物以外の有形固定資産) 同左</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>(ソフトウェア) 同左</p> <p>リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース) 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>カードポイント引当金 カード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>店舗再編費用引当金 店舗再編に伴う費用に備えるため、当連結会計年度末における当該見込額を計上しております。</p> <p>事業整理損失引当金 関係会社の事業整理に伴う損失に備えるため、当連結会計年度末における当該見込額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>カードポイント引当金 同左</p> <p>店舗再編費用引当金 同左</p> <p>事業整理損失引当金 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、当社の会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しており、過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は13年、連結子会社（1社）は5年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は13年、連結子会社（1社）は5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額の100%相当額を計上しております。</p> <p>利息返還損失引当金 利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。</p> <p>利息返還債務引当金 平成18年12月20日の貸金業規制法等の改正に伴い平成19年3月6日開催の当社の取締役会で決定した方針により策定した施策の実施に基づいて生ずる利息返還債務に係る損失負担に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。 なお、利息返還債務引当金は、連結貸借対照表上、利息返還損失引当金に含まれております。</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、当社の会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しており、過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は13年、連結子会社（1社）は5年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は13年、連結子会社（1社）は5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。 (会計処理方法の変更) 当連結会計年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>利息返還損失引当金 同左</p> <p>利息返還債務引当金 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)										
	<p>(4) 重要な収益の計上基準</p> <p>信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員手数料 <p>部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。</p> <table border="1" data-bbox="748 461 1350 819"> <thead> <tr> <th data-bbox="753 468 943 517">部門</th> <th data-bbox="943 468 1345 517">計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="753 517 943 600">包括信用購入あっせん(注)1</td> <td data-bbox="943 517 1345 600">7・8分法及び残債方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="753 600 943 683">個別信用購入あっせん(注)1</td> <td data-bbox="943 600 1345 683">7・8分法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="753 683 943 766">信用保証</td> <td data-bbox="943 683 1345 766">保証契約時に計上、残債方式及び均分法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="753 766 943 819">融資</td> <td data-bbox="943 766 1345 819">主として残債方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。</p> <p>(注)1．平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん」は「包括信用購入あっせん」に、「個品あっせん」は「個別信用購入あっせん」にそれぞれ当連結会計年度より名称変更しております。</p> <p>(注)2．計上方法の主な内容は次のとおりであります。</p> <p>均分法 手数料総額を分割回数に按分し、期日の到来のつど均等額を収益計上する方法</p> <p>7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法</p> <p>残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟店手数料 <p>加盟店との立替払契約履行時に計上しております。</p>	部門	計上方法	包括信用購入あっせん(注)1	7・8分法及び残債方式	個別信用購入あっせん(注)1	7・8分法	信用保証	保証契約時に計上、残債方式及び均分法	融資	主として残債方式
部門	計上方法										
包括信用購入あっせん(注)1	7・8分法及び残債方式										
個別信用購入あっせん(注)1	7・8分法										
信用保証	保証契約時に計上、残債方式及び均分法										
融資	主として残債方式										

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(4) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段 デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）</p> <p>ヘッジ対象 借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）</p> <p>ヘッジ方針 将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。</p> <p>リスク管理体制 デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得ることとなり、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。</p>	<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)										
<p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>収益の計上基準</p> <p>信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員手数料 <p>部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。</p>	<p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="116 499 312 555">部門</th> <th data-bbox="312 499 715 555">計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="116 555 312 611">総合あっせん</td> <td data-bbox="312 555 715 611">7・8分法及び残債方式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 611 312 667">個品あっせん</td> <td data-bbox="312 611 715 667">7・8分法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 667 312 748">信用保証</td> <td data-bbox="312 667 715 748">保証契約時に計上、残債方式及び均分法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="116 748 312 804">融資</td> <td data-bbox="312 748 715 804">主として残債方式</td> </tr> </tbody> </table>	部門	計上方法	総合あっせん	7・8分法及び残債方式	個品あっせん	7・8分法	信用保証	保証契約時に計上、残債方式及び均分法	融資	主として残債方式	
部門	計上方法										
総合あっせん	7・8分法及び残債方式										
個品あっせん	7・8分法										
信用保証	保証契約時に計上、残債方式及び均分法										
融資	主として残債方式										
<p>信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。</p> <p>(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。</p> <p>均分法 手数料総額を分割回数に按分し、期日の到来のつど均等額を収益計上する方法</p> <p>7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法</p> <p>残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟店手数料 <p>加盟店との立替払契約履行時に計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他」(投資その他の資産)に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い</p> <p>当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより期首の利益剰余金が359百万円減少しております。また、損益に与える影響額は軽微であります。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>										

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年 3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年 3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料期末残高を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上する方法によっております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。</p>	<p>金融商品に関する会計基準</p> <p>当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3月10日改正)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日)を適用しております。</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法によっております。</p>	<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 20年以内の均等償却であります。</p>	<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左</p>
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																															
<p>1. 関連会社株式が2,048百万円含まれております。</p> <p>2. 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td>186,034</td> </tr> <tr> <td>その他(流動資産)</td> <td>11,080</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>711</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>197,972</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 担保付債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金(1年内返済予定のものを含む)</td> <td>202,566</td> </tr> <tr> <td>その他(流動負債)</td> <td>3,560</td> </tr> <tr> <td>その他(固定負債)</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>206,282</td> </tr> </tbody> </table>		種類	金額(百万円)	現金及び預金	23	割賦売掛金	186,034	その他(流動資産)	11,080	建物及び構築物	122	土地	711	合計	197,972	種類	金額(百万円)	長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	202,566	その他(流動負債)	3,560	その他(固定負債)	156	合計	206,282	<p>1. 関連会社株式が1,886百万円含まれております。</p> <p>2. 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>(1) 担保に供している資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(流動資産)</td> <td>7,286</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>811</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>4,431</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,529</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 担保付債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>長期借入金(1年内返済予定のものを含む)</td> <td>4,758</td> </tr> <tr> <td>その他(流動負債)</td> <td>1,779</td> </tr> <tr> <td>その他(固定負債)</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,475</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記の他に、極度型借入(当連結会計年度末現在の借入残高なし)に対して割賦売掛金111,280百万円を担保に供しております。</p> <p>3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、3,189,018百万円であります。</p> <p>なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。</p> <p>4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。なお、「その他(流動資産)」に含めている信託受益権があります。</p> <p>5. その他のたな卸資産の主要な科目及び金額</p> <p>商品及び製品 1,318百万円</p> <p>6. 所有目的の変更に伴い「建物及び構築物」から407百万円、「土地」から449百万円を「販売用不動産」へ振替えております。</p> <p>7. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが136百万円含まれております。</p> <p>8. 保証債務 5,146百万円(当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)</p> <p>9. 受取手形割引高 61百万円</p>		種類	金額(百万円)	その他(流動資産)	7,286	建物及び構築物	811	土地	4,431	合計	12,529	種類	金額(百万円)	短期借入金	1,800	長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	4,758	その他(流動負債)	1,779	その他(固定負債)	136	合計	8,475
種類	金額(百万円)																																																
現金及び預金	23																																																
割賦売掛金	186,034																																																
その他(流動資産)	11,080																																																
建物及び構築物	122																																																
土地	711																																																
合計	197,972																																																
種類	金額(百万円)																																																
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	202,566																																																
その他(流動負債)	3,560																																																
その他(固定負債)	156																																																
合計	206,282																																																
種類	金額(百万円)																																																
その他(流動資産)	7,286																																																
建物及び構築物	811																																																
土地	4,431																																																
合計	12,529																																																
種類	金額(百万円)																																																
短期借入金	1,800																																																
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	4,758																																																
その他(流動負債)	1,779																																																
その他(固定負債)	136																																																
合計	8,475																																																
<p>3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、3,189,018百万円であります。</p> <p>なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。</p> <p>4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。なお、「その他(流動資産)」に含めている信託受益権があります。</p> <p>5. その他のたな卸資産の主要な科目及び金額</p> <p>商品及び製品 1,318百万円</p> <p>6. 所有目的の変更に伴い「建物及び構築物」から407百万円、「土地」から449百万円を「販売用不動産」へ振替えております。</p> <p>7. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが136百万円含まれております。</p> <p>8. 保証債務 5,146百万円(当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)</p> <p>9. 受取手形割引高 61百万円</p>		<p>3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、3,202,542百万円であります。</p> <p>なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。</p> <p>4. 同左</p> <p>5. その他のたな卸資産の主要な科目及び金額</p> <p>商品及び製品 1,286百万円</p> <p>6. 所有目的の変更に伴い「販売用不動産」から「建物及び構築物」へ2,743百万円、「土地」へ13,471百万円振替えております。</p> <p>7. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが136百万円含まれております。</p> <p>8. 保証債務 4,455百万円(当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)</p> <p>9. 受取手形割引高 67百万円</p>																																															

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																																										
<p>1. 信販業収益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総合あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">21,375百万円</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">30,190百万円</td> </tr> <tr> <td>信用保証収益</td> <td style="text-align: right;">83,306百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">87,998百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,579百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">226,451百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総合あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">3,314百万円</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">13,712百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">56,346百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">73,372百万円</td> </tr> </table> <p>2. 販売費及び一般管理費の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">79,131百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び手当</td> <td style="text-align: right;">36,722百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">3,470百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,307百万円</td> </tr> <tr> <td>カードポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,775百万円</td> </tr> <tr> <td>計算事務費</td> <td style="text-align: right;">23,818百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">56,896百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">208,122百万円</td> </tr> </table> <p>3.</p> <p>4. 店舗再編に伴う有形固定資産の除却損135百万円、店舗再編費用引当金繰入額719百万円が含まれております。</p>	総合あっせん収益	21,375百万円	個品あっせん収益	30,190百万円	信用保証収益	83,306百万円	融資収益	87,998百万円	その他	3,579百万円	計	226,451百万円	総合あっせん収益	3,314百万円	個品あっせん収益	13,712百万円	融資収益	56,346百万円	計	73,372百万円	貸倒引当金繰入額	79,131百万円	従業員給料及び手当	36,722百万円	退職給付費用	3,470百万円	賞与引当金繰入額	3,307百万円	カードポイント引当金繰入額	4,775百万円	計算事務費	23,818百万円	その他	56,896百万円	計	208,122百万円	<p>1. 信販業収益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">包括信用購入あっせん収益(注) 1</td> <td style="text-align: right;">21,994百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益(注) 1</td> <td style="text-align: right;">32,476百万円</td> </tr> <tr> <td>信用保証収益</td> <td style="text-align: right;">82,215百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">75,851百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,183百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">215,721百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん収益」は「包括信用購入あっせん収益」に、「個品あっせん収益」は「個別信用購入あっせん収益」にそれぞれ当連結会計年度より名称変更しております。</p> <p>(注) 2. 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">包括信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">4,871百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">15,574百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">49,062百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">69,509百万円</td> </tr> </table> <p>2. 販売費及び一般管理費の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">74,031百万円</td> </tr> <tr> <td>利息返還損失引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,400百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び手当</td> <td style="text-align: right;">36,501百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">3,974百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,282百万円</td> </tr> <tr> <td>カードポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,551百万円</td> </tr> <tr> <td>計算事務費</td> <td style="text-align: right;">23,346百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">55,155百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">203,244百万円</td> </tr> </table> <p>3. 関係会社に係るものであります。</p> <p>4. 店舗再編に伴う有形固定資産の除却損236百万円、店舗再編費用引当金繰入額364百万円が含まれております。</p>	包括信用購入あっせん収益(注) 1	21,994百万円	個別信用購入あっせん収益(注) 1	32,476百万円	信用保証収益	82,215百万円	融資収益	75,851百万円	その他	3,183百万円	計	215,721百万円	包括信用購入あっせん収益	4,871百万円	個別信用購入あっせん収益	15,574百万円	融資収益	49,062百万円	計	69,509百万円	貸倒引当金繰入額	74,031百万円	利息返還損失引当金繰入額	2,400百万円	従業員給料及び手当	36,501百万円	退職給付費用	3,974百万円	賞与引当金繰入額	3,282百万円	カードポイント引当金繰入額	4,551百万円	計算事務費	23,346百万円	その他	55,155百万円	計	203,244百万円
総合あっせん収益	21,375百万円																																																																										
個品あっせん収益	30,190百万円																																																																										
信用保証収益	83,306百万円																																																																										
融資収益	87,998百万円																																																																										
その他	3,579百万円																																																																										
計	226,451百万円																																																																										
総合あっせん収益	3,314百万円																																																																										
個品あっせん収益	13,712百万円																																																																										
融資収益	56,346百万円																																																																										
計	73,372百万円																																																																										
貸倒引当金繰入額	79,131百万円																																																																										
従業員給料及び手当	36,722百万円																																																																										
退職給付費用	3,470百万円																																																																										
賞与引当金繰入額	3,307百万円																																																																										
カードポイント引当金繰入額	4,775百万円																																																																										
計算事務費	23,818百万円																																																																										
その他	56,896百万円																																																																										
計	208,122百万円																																																																										
包括信用購入あっせん収益(注) 1	21,994百万円																																																																										
個別信用購入あっせん収益(注) 1	32,476百万円																																																																										
信用保証収益	82,215百万円																																																																										
融資収益	75,851百万円																																																																										
その他	3,183百万円																																																																										
計	215,721百万円																																																																										
包括信用購入あっせん収益	4,871百万円																																																																										
個別信用購入あっせん収益	15,574百万円																																																																										
融資収益	49,062百万円																																																																										
計	69,509百万円																																																																										
貸倒引当金繰入額	74,031百万円																																																																										
利息返還損失引当金繰入額	2,400百万円																																																																										
従業員給料及び手当	36,501百万円																																																																										
退職給付費用	3,974百万円																																																																										
賞与引当金繰入額	3,282百万円																																																																										
カードポイント引当金繰入額	4,551百万円																																																																										
計算事務費	23,346百万円																																																																										
その他	55,155百万円																																																																										
計	203,244百万円																																																																										

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	502,375	-	-	502,375
第一回B種優先株式	6,000	-	-	6,000
第一回C種優先株式	10,000	-	-	10,000
第一回D種優先株式	10,000	-	-	10,000
第一回E種優先株式	10,000	-	-	10,000
第一回F種優先株式	2,000	-	-	2,000
第一回G種優先株式	6,000	-	-	6,000
第一回H種優先株式	6,000	-	-	6,000
第一回種優先株式	140,000	-	-	140,000
第一回J種優先株式	150,000	-	-	150,000
合計	842,375	-	-	842,375
自己株式				
普通株式(注)	59	41	2	97

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加41千株の内、24千株は単元未満株式の買取りによるもの、16千株は相互保有株式の増加によるものであり、減少は単元未満株式の売渡し(買増し)によるものであります。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	502,375	-	-	502,375
第一回B種優先株式	6,000	-	-	6,000
第一回C種優先株式	10,000	-	-	10,000
第一回D種優先株式	10,000	-	-	10,000
第一回E種優先株式	10,000	-	-	10,000
第一回F種優先株式	2,000	-	-	2,000
第一回G種優先株式	6,000	-	-	6,000
第一回H種優先株式	6,000	-	-	6,000
第一回種優先株式	140,000	-	-	140,000
第一回J種優先株式	150,000	-	-	150,000
合計	842,375	-	-	842,375
自己株式				
普通株式(注)	97	9	0	107

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の売渡し(買増し)によるものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 93,510百万円	現金及び預金 95,342百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 23百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,183百万円
現金及び現金同等物期末残高 93,487百万円	流動資産のその他に含まれる短期貸付金 22,997百万円
	現金及び現金同等物期末残高 117,157百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
記載すべき事項はありません。	同左

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主な事業は「信販業」であり、その他の事業としてサービス事業や信販周辺の営業や事務の受託事業などを行っております。こうした事業を行うため、借入金のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。また、調達コストの低減、平準化を目的に金利オプション取引であるキャップ取引及び金利スワップ取引を利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する営業債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。顧客の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。その他、外貨建資産及び負債においては為替の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利オプション取引であるキャップ取引及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクのヘッジを図っております。

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としたデリバティブ取引として、金利キャップ取引及び金利スワップ取引があり、当社では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ会計として繰延ヘッジ処理を採用しており、投機目的のデリバティブ取引はありません。これらのヘッジ有効性評価はヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。なお、現在、金利キャップ取引につきましては行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社の信用リスクの管理体制は、営業推進機能から分離・独立した組織として「信用管理グループ」を設置しております。「信用管理グループ」に属する「与信部」が個人顧客に対する与信状況及び信用状況を管理しております。

与信状況及び信用状況は、原則毎月開催される「クレジット対策委員会」において報告され、適正な与信の実現に向けた対策等の審議・決定を行っております。

営業債権につきましては、「職務権限規程」及び「与信手続」に基づき、個別案件毎に与信審査が行われる体制を構築しております。また、延滞債権に関する対応につきましては、債権回収に係る専門部署として「管理グループ」を設置し、早期段階からの債権管理を実施しリスク軽減に努めております。加えて、「貸倒償却および貸倒引当金規程、同細則および同運用指針」に基づき適正な引当金を計上することにより、リスク顕在化の影響に備えております。

こうした、信用リスクの管理状況については、3ヶ月に一度開催される「統合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。経営会議において決定されたALM運営方針に基づき、原則毎月開催される「ALM委員会」においてギャップポジション・金利感応度の状況分析等を通じて金利リスクの管理を行っております。

こうした、金利リスクの管理状況については、3ヶ月に一度開催される「統合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。

() 価格変動リスクの管理

当社グループが保有する投資有価証券の多くは、満期保有目的及び事業推進目的で保有しているものであり、定期的に取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングすることでリスク管理を行っております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得ることとなり、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。原則毎月開催される「ALM委員会」において資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによる流動性リスクの管理を行っております。

こうした、流動性リスクの管理状況については、3ヶ月に一度開催される「統合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (注) 1	時価 (百万円) (注) 1	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	95,342	95,342	-
(2) 営業債権 (注) 2	1,029,583	1,059,104	29,520
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	471	571	100
その他有価証券	4,591	4,591	-
(4) 支払手形及び買掛金	(95,346)	(95,346)	-
(5) 短期借入金	(114,213)	(114,213)	-
(6) その他(流動負債)			
コマーシャル・ペーパー	(95,700)	(95,700)	-
(7) 社債	(235)	(235)	-
(8) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(752,600)	(754,358)	(1,757)
(9) デリバティブ取引 (注) 3			
ヘッジ会計が適用されているもの	(965)	(965)	-

(注) 1. 負債に計上されている項目については()で表示しております。

2. 営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、信用保証割賦売掛金は、信用保証買掛金と対照勘定であるため上記より除いております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

4. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

満期のある預金については、1年以内の短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

(2) 営業債権

割賦売掛金は、資産流動化受益債権を含めて元利金の将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、延滞債権等につきましては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載しております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済される場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

なお、集金保証業務に係るものを除いております。

(5) 短期借入金及び(6) コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、信用状態の変動もないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、帳簿価額によっております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び当社グループの信用状態を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した長期借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（「(9) デリバティブ取引」参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」に記載しております。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	6,586

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	95,342	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	536,935	109,498	72,159	55,067	48,591	207,331
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	471
合計	632,277	109,498	72,159	55,067	48,591	207,802

7. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」に記載しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年3月31日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	467	599	131
	小計	467	599	131
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		467	599	131

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	682	875	193
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	682	875	193
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,389	1,622	766
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	24	16	7
	小計	2,413	1,638	774
合計		3,096	2,514	581

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
2,587	2,500	0

4. 時価評価されていない主な有価証券

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	5,712

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	467	-
2. その他	-	-	-	-
合計	-	-	467	-

当連結会計年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	471	571	100
	小計	471	571	100
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		471	571	100

2. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,148	886	261	
	(2) 債券	国債・地方債等	-	-	-
		社債	-	-	-
		その他	-	-	-
	(3) その他	1,904	1,900	4	
	小計	3,053	2,786	266	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,520	1,902	382	
	(2) 債券	国債・地方債等	-	-	-
		社債	-	-	-
		その他	-	-	-
	(3) その他	17	24	6	
	小計	1,537	1,926	388	
合計		4,591	4,713	122	

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額4,699百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当連結会計年度中に売却した其他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	997	847	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	997	847	0

4. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、其他有価証券について455百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

デリバティブ取引は、リスクヘッジを目的としており、すべてヘッジ会計を適用しております。

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

金利オプション取引であるキャップ取引及び金利スワップ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

リスク回避を目的としております。

(3) 取引の利用目的

借入金調達コストの低減、平準化を目的に金利オプション取引(キャップ取引)及び金利スワップ取引を利用しております。

なお、ヘッジの手段等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項(4)重要なヘッジ会計の方法」に記載しているとおりであります。

(4) 取引に係るリスクの内容

金利オプション取引(キャップ取引)及び金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。

なお、デリバティブ取引の契約先は、信用力の高い金融機関に分散しており、相手方の契約不履行によるリスクは極めて少ないと判断しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得ることとなり、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

デリバティブ取引は、すべてヘッジ会計を適用しているため記載しておりません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	短期借入金 長期借入金	84,000	44,000	965
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	169,171	131,031	(注)2
合 計			253,171	175,031	965

(注)1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品関係 2. 金融商品の時価等に関する事項(8)長期借入金」の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
なお、当社は退職一時金制度において、退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	42,003	43,627
(2) 年金資産(百万円)	14,939	18,541
(3) 退職給付信託(百万円)	4,883	6,324
(4) 未積立退職給付債務((1)+(2)+(3))(百万円)	22,181	18,760
(5) 未認識過去勤務債務(百万円)	37	29
(6) 未認識数理計算上の差異(百万円)	9,215	4,680
(7) 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	3,225	2,687
(8) 退職給付引当金((4)+(5)+(6)+(7))(百万円)	9,777	11,421

前連結会計年度
(平成21年3月31日)

当連結会計年度
(平成22年3月31日)

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(注) 同左

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(1) 勤務費用(百万円)	1,749	1,835
(2) 利息費用(百万円)	804	832
(3) 期待運用収益(百万円)	580	447
(4) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	11	7
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	972	1,223
(6) 会計基準変更時差異の費用処理額(百万円)	537	537
(7) 退職給付費用((1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)) (百万円)	3,470	3,974

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(1) 割引率(%)	2.0	同左
(2) 期待運用収益率(%)	3.5	3.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数(年)	13(当社) 5(連結子会社(1社))	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数(年)	13(当社) 5(連結子会社(1社))	同左
(6) 会計基準変更時差異の処理年数(年)	15(当社)	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">68,869百万円</td> </tr> <tr> <td>利息返還損失引当金等繰入額</td> <td style="text-align: right;">39,972百万円</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産評価損等否認額</td> <td style="text-align: right;">17,730百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,951百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">155,264百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9,528百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">295,315百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">273,172百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">22,143百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産合計は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産(流動資産)</td> <td style="text-align: right;">17,274百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定資産)</td> <td style="text-align: right;">4,868百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.3%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託益金算入</td> <td style="text-align: right;">7.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3.0%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">6.9%</td> </tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	68,869百万円	利息返還損失引当金等繰入額	39,972百万円	販売用不動産評価損等否認額	17,730百万円	退職給付引当金繰入額	3,951百万円	繰越欠損金	155,264百万円	その他	9,528百万円	繰延税金資産小計	295,315百万円	評価性引当額	273,172百万円	繰延税金資産合計	22,143百万円	繰延税金資産(流動資産)	17,274百万円	繰延税金資産(固定資産)	4,868百万円	法定実効税率	40.4%	(調整)		評価性引当額	40.4%	住民税均等割額	1.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%	退職給付信託益金算入	7.1%	その他	3.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.9%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">56,249百万円</td> </tr> <tr> <td>利息返還損失引当金等繰入額</td> <td style="text-align: right;">26,119百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">11,638百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,615百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">140,506百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">11,319百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">250,449百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">228,160百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">22,288百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産合計は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産(流動資産)</td> <td style="text-align: right;">5,023百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定資産)</td> <td style="text-align: right;">17,265百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">28.2%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">2.3%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.8%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">15.0%</td> </tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	56,249百万円	利息返還損失引当金等繰入額	26,119百万円	減損損失	11,638百万円	退職給付引当金繰入額	4,615百万円	繰越欠損金	140,506百万円	その他	11,319百万円	繰延税金資産小計	250,449百万円	評価性引当額	228,160百万円	繰延税金資産合計	22,288百万円	繰延税金資産(流動資産)	5,023百万円	繰延税金資産(固定資産)	17,265百万円	法定実効税率	40.4%	(調整)		評価性引当額	28.2%	住民税均等割額	2.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%	その他	0.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.0%
貸倒引当金損金算入限度超過額	68,869百万円																																																																										
利息返還損失引当金等繰入額	39,972百万円																																																																										
販売用不動産評価損等否認額	17,730百万円																																																																										
退職給付引当金繰入額	3,951百万円																																																																										
繰越欠損金	155,264百万円																																																																										
その他	9,528百万円																																																																										
繰延税金資産小計	295,315百万円																																																																										
評価性引当額	273,172百万円																																																																										
繰延税金資産合計	22,143百万円																																																																										
繰延税金資産(流動資産)	17,274百万円																																																																										
繰延税金資産(固定資産)	4,868百万円																																																																										
法定実効税率	40.4%																																																																										
(調整)																																																																											
評価性引当額	40.4%																																																																										
住民税均等割額	1.5%																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%																																																																										
退職給付信託益金算入	7.1%																																																																										
その他	3.0%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.9%																																																																										
貸倒引当金損金算入限度超過額	56,249百万円																																																																										
利息返還損失引当金等繰入額	26,119百万円																																																																										
減損損失	11,638百万円																																																																										
退職給付引当金繰入額	4,615百万円																																																																										
繰越欠損金	140,506百万円																																																																										
その他	11,319百万円																																																																										
繰延税金資産小計	250,449百万円																																																																										
評価性引当額	228,160百万円																																																																										
繰延税金資産合計	22,288百万円																																																																										
繰延税金資産(流動資産)	5,023百万円																																																																										
繰延税金資産(固定資産)	17,265百万円																																																																										
法定実効税率	40.4%																																																																										
(調整)																																																																											
評価性引当額	28.2%																																																																										
住民税均等割額	2.3%																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%																																																																										
その他	0.8%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.0%																																																																										

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

全セグメントの営業収益の合計、営業利益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める信販業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

全セグメントの営業収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める国内の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外営業収益】

前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

海外における営業収益の合計が、連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

記載すべき事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

記載すべき事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

金融資産の流動化

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、株式会社及び資産流動化法上の特定目的会社などの特別目的会社を利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。

当該特別目的会社を利用している流動化のスキームの結果、平成21年3月末において、取引残高のある特別目的会社は21社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は208,272百万円、負債総額(単純合算)は206,715百万円であります。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び従業員の派遣もありません。

2. 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

金融資産の流動化

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権 (注) 1	103,638	-	-
譲渡資産に係る残存部分 (注) 2	37	残存売買代金債権繰り延べの対価	39
優先出資額 (注) 3	1,878	-	-

(注) 1. 優先受益権の金額は、当連結会計年度末残高を記載しております。

2. 譲渡資産に係る残存部分は、譲渡資産の譲渡代金の未収部分であり資産流動化受益債権に計上されており、当連結会計年度末残高を記載しております。また、残存売買代金債権繰り延べの対価は当該残存部分に係る分配損益であり、事業収益に計上されております。

3. 優先出資額の金額は、当連結会計年度末残高を記載しております。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

金融資産の流動化

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、株式会社及び資産流動化法上の特定目的会社などの特別目的会社を利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。

当該特別目的会社を利用している流動化のスキームの結果、平成22年3月末において、取引残高のある特別目的会社は12社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は71,941百万円、負債総額（単純合算）は70,996百万円であります。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び従業員の派遣もありません。

2. 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

金融資産の流動化

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権 (注) 1	37,305	-	-
譲渡資産に係る残存部分 (注) 2	-	残存売買代金債権繰り延べの対価	3
優先出資額 (注) 3	1,000	-	-

(注) 1. 優先受益権の金額は、当連結会計年度末残高を記載しております。

2. 残存売買代金債権繰り延べの対価は、譲渡資産の譲渡代金の未収部分に係る分配損益であり、事業収益に計上されております。

3. 優先出資額の金額は、当連結会計年度末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	287.97円	1株当たり純資産額	270.93円
1株当たり当期純利益	28.84円	1株当たり当期純利益	16.09円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	6.04円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2.97円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり当期純利益		1株当たり当期純利益	
当期純利益	14,487百万円	当期純利益	8,083百万円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	14,487百万円	普通株式に係る当期純利益	8,083百万円
期中平均株式数	502,299千株	期中平均株式数	502,271千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	-	当期純利益調整額	-
普通株式増加数	1,895,925千株	普通株式増加数	2,215,190千株
(うち第一回B種優先株式)	13,157千株	(うち第一回B種優先株式)	13,157千株
(うち第一回C種優先株式)	21,929千株	(うち第一回C種優先株式)	21,929千株
(うち第一回D種優先株式)	21,929千株	(うち第一回D種優先株式)	21,929千株
(うち第一回E種優先株式)	21,929千株	(うち第一回E種優先株式)	21,929千株
(うち第一回F種優先株式)	9,259千株	(うち第一回F種優先株式)	9,259千株
(うち第一回G種優先株式)	27,777千株	(うち第一回G種優先株式)	27,777千株
(うち第一回H種優先株式)	27,777千株	(うち第一回H種優先株式)	27,777千株
(うち第一回I種優先株式)	845,872千株	(うち第一回I種優先株式)	1,000,000千株
(うち第一回J種優先株式)	906,291千株	(うち第一回J種優先株式)	1,071,428千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。		希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 同左	

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社甲南 チケット	第1回及び 第3回普通社債	平成16年9月30日 ～ 平成21年8月31日	102	235 (48)	0.75～ 1.41	無担保	平成22年8月31日 ～ 平成28年8月31日

(注) 1. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
48	38	38	38	31

2. 当期末残高の()内の金額は1年内に償還が予定されている社債であります。なお、連結貸借対照表上、社債(固定負債)に含めて計上しております。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	123,724	114,213	1.50	-
1年以内に返済予定の長期借入金	315,195	294,879	1.87	-
1年以内に返済予定のリース債務	2,095	2,048	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	447,751	457,721	1.87	平成23年 ～平成31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,897	3,254	-	平成23年 ～平成28年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内 返済予定)	49,600	95,700	0.92	-
合計	941,263	967,816	-	-

(注) 1. 平均利率の算定には、利率及び残高の期中平均を使用しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	230,056	143,010	58,953	22,409
リース債務	1,718	861	629	42

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
営業収益 (百万円)	57,690	57,692	59,503	58,726
税金等調整前四半期 純利益金額 (百万円)	2,779	1,427	4,499	493
四半期純利益金額 (百万円)	1,811	1,431	4,060	779
1株当たり四半期純利益 金額 (円)	3.61	2.85	8.08	1.55

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	87,890	88,020
割賦売掛金	1, 2, 3 890,504	1, 2, 3 815,634
信用保証割賦売掛金	2,721,325	2,597,464
資産流動化受益債権	4 405,696	4 411,895
信用保証信託受益権	42,641	41,860
事業貸付金	51	14
関係会社短期貸付金	3 81,226	3 38,103
保証事業債権	839	507
集金保証前渡金	172,215	172,902
販売用不動産	16,359	6 -
前払費用	2,782	2,766
繰延税金資産	15,956	3,570
未収収益	5,744	5,939
立替金	5 9,201	5 15,800
その他	2, 4 66,502	2, 4 83,298
貸倒引当金	319,793	238,134
流動資産合計	4,199,145	4,039,644
固定資産		
有形固定資産		
建物	42,214	45,050
減価償却累計額	18,518	19,351
建物(純額)	23,696	6 25,699
構築物	1,187	1,143
減価償却累計額	864	860
構築物(純額)	322	283
工具、器具及び備品	2,257	2,192
減価償却累計額	1,106	1,064
工具、器具及び備品(純額)	1,150	1,127
土地	55,538	6 68,181
リース資産	6,814	8,652
減価償却累計額	2,048	3,226
リース資産(純額)	4,765	5,425
その他	230	202
減価償却累計額	222	196
その他(純額)	8	5
有形固定資産合計	85,482	100,723
無形固定資産		
のれん	150	107
電話加入権	742	742
施設利用権	52	45
ソフトウェア	36,877	45,306
無形固定資産合計	37,823	46,202
投資その他の資産		
投資有価証券	8,062	9,123
関係会社株式	25,160	25,067

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
出資金	68	42
従業員に対する長期貸付金	295	270
関係会社長期貸付金	3,125	2,750
長期前払費用	1,031	824
繰延税金資産	4,731	17,192
敷金	5,457	5,113
差入保証金	21	21
その他	1,716	2,091
投資その他の資産合計	49,671	62,496
固定資産合計	172,977	209,422
資産合計	4,372,122	4,249,066
負債の部		
流動負債		
支払手形	9,861	7,779
買掛金	256,912	257,978
信用保証買掛金	2,721,325	2,597,464
保証事業債務	839	507
短期借入金	132,879	123,489
1年内返済予定の長期借入金	2 311,965	292,721
コマーシャル・ペーパー	50,500	96,500
リース債務	2,016	1,987
未払金	8,581	8,906
未払費用	1,817	1,636
未払法人税等	330	329
預り金	103,640	105,459
前受収益	24	268
賞与引当金	2,807	2,814
カードポイント引当金	4,775	4,551
店舗再編費用引当金	719	509
割賦利益繰延	7 18,798	7 17,740
その他	2 3,571	2 1,866
流動負債合計	3,631,364	3,522,511
固定負債		
長期借入金	2 444,966	455,345
リース債務	2,772	3,171
退職給付引当金	9,561	11,173
役員退職慰労引当金	8 236	8 329
利息返還損失引当金	98,940	64,652
負ののれん	2,530	1,551
長期預り保証金	6,804	7,125
その他	866	965
固定負債合計	566,679	544,314
負債合計	4,198,044	4,066,826

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	834	834
資本剰余金合計	834	834
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	24,712	32,516
利益剰余金合計	24,712	32,516
自己株式	26	27
株主資本合計	175,520	183,324
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	574	118
繰延ヘッジ損益	866	965
評価・換算差額等合計	1,441	1,084
純資産合計	174,078	182,240
負債純資産合計	4,372,122	4,249,066

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益		
事業収益		
包括信用購入あっせん収益	21,372	² 21,994
個別信用購入あっせん収益	30,068	² 32,454
信用保証収益	82,634	81,291
融資収益	87,936	75,815
その他	4,145	3,645
事業収益合計	^{1, 3} 226,156	^{1, 3} 215,201
金融収益		
受取利息	82	81
その他の金融収益	740	853
金融収益合計	823	935
その他の営業収益	4,049	4,708
営業収益合計	231,029	220,845
営業費用		
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	76,485	71,243
利息返還損失引当金繰入額	-	2,400
従業員給料及び手当	28,807	28,799
退職給付費用	3,392	3,870
賞与引当金繰入額	2,807	2,814
カードポイント引当金繰入額	4,775	4,551
計算事務費	24,812	24,385
通信費	5,349	5,023
賃借料	6,103	5,776
減価償却費	3,259	3,347
その他	40,933	39,812
販売費及び一般管理費合計	196,725	192,023
金融費用		
支払利息	18,159	17,887
その他の金融費用	1,517	1,146
金融費用合計	19,676	19,034
その他の営業費用	1,192	1,346
営業費用合計	217,595	212,403
営業利益	13,434	8,441
経常利益	13,434	8,441

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	2,475	831
特別利益合計	2,475	831
特別損失		
店舗再編関連費	4 908	4 562
投資有価証券消却損	176	373
貸倒引当金繰入額	5 1,342	-
投資有価証券評価損	649	452
関係会社株式評価損	409	-
特別損失合計	3,486	1,388
税引前当期純利益	12,424	7,883
法人税、住民税及び事業税	170	154
法人税等調整額	318	75
法人税等合計	148	78
当期純利益	12,573	7,804

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	150,000	150,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	834	834
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	834	834
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	834	834
当期変動額		
自己株式の処分	0	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当期変動額合計	-	-
当期末残高	834	834
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	12,139	24,712
当期変動額		
当期純利益	12,573	7,804
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当期変動額合計	12,572	7,804
当期末残高	24,712	32,516
利益剰余金合計		
前期末残高	12,139	24,712
当期変動額		
当期純利益	12,573	7,804
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当期変動額合計	12,572	7,804
当期末残高	24,712	32,516

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
自己株式		
前期末残高	24	26
当期変動額		
自己株式の取得	3	0
自己株式の処分	1	0
当期変動額合計	2	0
当期末残高	26	27
株主資本合計		
前期末残高	162,950	175,520
当期変動額		
当期純利益	12,573	7,804
自己株式の取得	3	0
自己株式の処分	0	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
当期変動額合計	12,570	7,803
当期末残高	175,520	183,324
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	237	574
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	337	456
当期変動額合計	337	456
当期末残高	574	118
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	723	866
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	143	98
当期変動額合計	143	98
当期末残高	866	965
評価・換算差額等合計		
前期末残高	961	1,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	480	357
当期変動額合計	480	357
当期末残高	1,441	1,084
純資産合計		
前期末残高	161,989	174,078
当期変動額		
当期純利益	12,573	7,804
自己株式の取得	3	0
自己株式の処分	0	0
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	480	357
当期変動額合計	12,089	8,161
当期末残高	174,078	182,240

【重要な会計方針】

<p style="text-align: center;">第49期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第50期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法によって おります。(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定して おります。) 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 すべてヘッジ会計を適用しております。 (「7. ヘッジ会計の方法」参照)</p>	<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>3. 販売用不動産の評価基準及び評価方法 個別法による原価法〔切放し法〕(貸借対照表価額 は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算 定)によっております。</p>	<p>3. 販売用不動産の評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>4. 固定資産の減価償却の方法 資産の種類に応じて次の基準及び方法を採用して おります。</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) (建物) 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっております。 (建物以外の有形固定資産) 定率法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては、定額法に よっております。(自社利用可能期間 5年又は10 年) (施設利用権) 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっております。</p> <p>(3) 投資その他の資産 (長期前払費用) 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっております。</p>	<p>4. 固定資産の減価償却の方法 資産の種類に応じて次の基準及び方法を採用して おります。</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) (建物) 同左</p> <p>(建物以外の有形固定資産) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p> <p>(施設利用権) 同左</p> <p>(3) 投資その他の資産 (長期前払費用) 同左</p>

<p style="text-align: center;">第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第50期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(4) リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>(4) リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース) 同左</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) カードポイント引当金 カード会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当期末における将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(4) 店舗再編費用引当金 店舗再編に伴う費用に備えるため、当期末における当該見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しており、過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。</p>	<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) カードポイント引当金 同左</p> <p>(4) 店舗再編費用引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しており、過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。 (会計処理方法の変更) 当期より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 同左</p>

第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第50期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																				
<p>(7) 利息返還損失引当金 利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当期末における返還請求見込額を計上しております。</p> <p>(8) 利息返還債務引当金 平成18年12月20日の貸金業規制法等の改正に伴い平成19年3月6日開催の取締役会で決定した方針により策定した施策の実施に基づいて生ずる利息返還債務に係る損失負担に備えるため、当期末における損失見込額を計上しております。 なお、利息返還債務引当金は、貸借対照表上、利息返還損失引当金に含まれております。</p>	<p>(7) 利息返還損失引当金 同左</p> <p>(8) 利息返還債務引当金 同左</p>																				
<p>6. 収益の計上基準</p> <p>(1) 会員手数料 部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部門</th> <th style="text-align: center;">計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>7・8分法及び残債方式</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>保証契約時に計上、残債方式及び均分法</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>主として残債方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。</p> <p>(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。</p> <p>均分法 手数料総額を分割回数に按分し、期日の到来のつど均等額を収益計上する方法</p> <p>7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法</p> <p>残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法</p>	部門	計上方法	総合あっせん	7・8分法及び残債方式	個品あっせん	7・8分法	信用保証	保証契約時に計上、残債方式及び均分法	融資	主として残債方式	<p>6. 収益の計上基準</p> <p>(1) 会員手数料 部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部門</th> <th style="text-align: center;">計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括信用購入あっせん(注)1</td> <td>7・8分法及び残債方式</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん(注)1</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>保証契約時に計上、残債方式及び均分法</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>主として残債方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。</p> <p>(注) 1. 平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん」は「包括信用購入あっせん」に、「個品あっせん」は「個別信用購入あっせん」にそれぞれ当期より名称変更しております。</p> <p>(注) 2. 計上方法の主な内容は次のとおりであります。</p> <p>均分法 手数料総額を分割回数に按分し、期日の到来のつど均等額を収益計上する方法</p> <p>7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法</p> <p>残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法</p>	部門	計上方法	包括信用購入あっせん(注)1	7・8分法及び残債方式	個別信用購入あっせん(注)1	7・8分法	信用保証	保証契約時に計上、残債方式及び均分法	融資	主として残債方式
部門	計上方法																				
総合あっせん	7・8分法及び残債方式																				
個品あっせん	7・8分法																				
信用保証	保証契約時に計上、残債方式及び均分法																				
融資	主として残債方式																				
部門	計上方法																				
包括信用購入あっせん(注)1	7・8分法及び残債方式																				
個別信用購入あっせん(注)1	7・8分法																				
信用保証	保証契約時に計上、残債方式及び均分法																				
融資	主として残債方式																				

<p style="text-align: center;">第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第50期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(2) 加盟店手数料 加盟店との立替払契約履行時に計上しております。</p>	<p>(2) 加盟店手数料 同左</p>
<p>7. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利スワップ取引及び金利オプション取引) ヘッジ対象 借入金の金利(市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの)</p> <p>(3) ヘッジ方針 将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。</p> <p>(5) リスク管理体制 デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。デリバティブ取引の執行部署は財務部であり、取締役会にて承認された取引につき執行し、その執行状況については、定期的に経営会議に報告を行う体制となっております。</p>	<p>7. ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
<p>8. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 20年以内の均等償却であります。</p>	<p>8. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左</p>
<p>9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他(投資その他の資産)」に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	<p>9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第50期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(2) リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前期末における未経過リース料期末残高を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響額は軽微であります。</p>	<p>(2) 金融商品に関する会計基準</p> <p>当期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第49期 (平成21年3月31日)		第50期 (平成22年3月31日)	
1. 部門別割賦売掛金		1. 部門別割賦売掛金	
部門	金額(百万円)	部門	金額(百万円)
総合あっせん	57,552	包括信用購入あっせん(注)	57,963
個品あっせん	372,119	個別信用購入あっせん(注)	332,598
融資	460,833	融資	425,072
合計	890,504	合計	815,634
2. 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。		(注)平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん」は「包括信用購入あっせん」に、「個品あっせん」は「個別信用購入あっせん」にそれぞれ当期より名称変更しております。	
(1) 担保に供している資産		2. 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。	
種類	金額(百万円)	(1) 担保に供している資産	
割賦売掛金	186,034	種類	金額(百万円)
その他(流動資産)	3,560	その他(流動資産)	1,779
合計	189,594	(2) 担保付債務	
(2) 担保付債務		種類	金額(百万円)
種類	金額(百万円)	その他(流動負債)	1,779
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	196,996	なお、上記の他に、極度型借入(当期末現在の借入残高なし)に対して割賦売掛金111,280百万円を担保に供しております。	
その他(流動負債)	3,560	3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当期末における未実行残高(流動化したものを含む)は、3,202,542百万円であります。	
合計	200,556	なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。	
3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当期末における未実行残高(流動化したものを含む)は、3,189,018百万円であります。		また、子会社(1社)と貸出コミットメント契約を締結しており、その未実行残高は、3,000百万円であります。	
なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。		4. 同左	
また、子会社(1社)と貸出コミットメント契約を締結しており、その未実行残高は、3,000百万円であります。			
4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。なお、「その他(流動資産)」に含めている信託受益権があります。			

第49期 (平成21年3月31日)					第50期 (平成22年3月31日)																																																																
5. 立替金は、信用保証部門のオートローン等に関するものであり、提携金融機関から融資が実行されるまで、当社が提携業者に一時立替払したものであります。					5. 同左																																																																
6.					6. 所有目的の変更に伴い「販売用不動産」から「建物」へ2,743百万円、「土地」へ12,643百万円振替えております。																																																																
7. 部門別割賦利益繰延					7. 部門別割賦利益繰延																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>前期末残高 (百万円)</th> <th>当期受入額 (百万円)</th> <th>当期実現額 (百万円)</th> <th>当期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>267</td> <td>5,006</td> <td>5,114</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>14,225</td> <td>9,572</td> <td>10,467</td> <td>13,330</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>6,191</td> <td>78,296</td> <td>79,108</td> <td>5,379</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>225</td> <td>31,745</td> <td>31,590</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,458</td> <td>124,619</td> <td>126,279</td> <td>18,798</td> </tr> </tbody> </table>					部門	前期末残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	当期実現額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	総合あっせん	267	5,006	5,114	159	個品あっせん	14,225	9,572	10,467	13,330	信用保証	6,191	78,296	79,108	5,379	融資	225	31,745	31,590	70	合計	20,458	124,619	126,279	18,798	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>前期末残高 (百万円)</th> <th>当期受入額 (百万円)</th> <th>当期実現額 (百万円)</th> <th>当期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>包括信用購入あっせん (注)</td> <td>159</td> <td>4,145</td> <td>3,969</td> <td>335</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん (注)</td> <td>13,330</td> <td>10,729</td> <td>11,365</td> <td>12,693</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>5,379</td> <td>77,311</td> <td>77,963</td> <td>4,727</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>70</td> <td>26,807</td> <td>26,752</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18,798</td> <td>118,993</td> <td>120,051</td> <td>17,740</td> </tr> </tbody> </table>					部門	前期末残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	当期実現額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	包括信用購入あっせん (注)	159	4,145	3,969	335	個別信用購入あっせん (注)	13,330	10,729	11,365	12,693	信用保証	5,379	77,311	77,963	4,727	融資	70	26,807	26,752	16	合計	18,798	118,993	120,051	17,740
部門	前期末残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	当期実現額 (百万円)	当期末残高 (百万円)																																																																	
総合あっせん	267	5,006	5,114	159																																																																	
個品あっせん	14,225	9,572	10,467	13,330																																																																	
信用保証	6,191	78,296	79,108	5,379																																																																	
融資	225	31,745	31,590	70																																																																	
合計	20,458	124,619	126,279	18,798																																																																	
部門	前期末残高 (百万円)	当期受入額 (百万円)	当期実現額 (百万円)	当期末残高 (百万円)																																																																	
包括信用購入あっせん (注)	159	4,145	3,969	335																																																																	
個別信用購入あっせん (注)	13,330	10,729	11,365	12,693																																																																	
信用保証	5,379	77,311	77,963	4,727																																																																	
融資	70	26,807	26,752	16																																																																	
合計	18,798	118,993	120,051	17,740																																																																	
8. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが80百万円含まれております。					(注)平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん」は「包括信用購入あっせん」に、「個品あっせん」は「個別信用購入あっせん」にそれぞれ当期より名称変更しております。																																																																
9. 保証債務 5,146百万円(従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)					8. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが112百万円含まれております。																																																																
					9. 保証債務 4,455百万円(従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証)																																																																

(損益計算書関係)

第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第50期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																
<p>1. 部門別取扱高 内訳については「第2 事業の状況 2. 連結営業実績 提出会社参考情報」に記載しているとおりであります。</p> <p>2.</p> <p>3. 割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総合あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">3,314百万円</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">13,712百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">56,346百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">73,372百万円</td> </tr> </table> <p>4. 店舗再編に伴う有形固定資産の除却損119百万円、店舗再編費用引当金繰入額719百万円が含まれております。</p> <p>5. 関係会社の清算等に係るものであります。</p>	総合あっせん収益	3,314百万円	個品あっせん収益	13,712百万円	融資収益	56,346百万円	計	73,372百万円	<p>1. 部門別取扱高 同左</p> <p>2. 平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん収益」は「包括信用購入あっせん収益」に、「個品あっせん収益」は「個別信用購入あっせん収益」にそれぞれ当期より名称変更しております。</p> <p>3. 割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">包括信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">4,871百万円</td> </tr> <tr> <td>個別信用購入あっせん収益</td> <td style="text-align: right;">15,574百万円</td> </tr> <tr> <td>融資収益</td> <td style="text-align: right;">49,062百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">69,509百万円</td> </tr> </table> <p>4. 店舗再編に伴う有形固定資産の除却損198百万円、店舗再編費用引当金繰入額364百万円が含まれております。</p> <p>5.</p>	包括信用購入あっせん収益	4,871百万円	個別信用購入あっせん収益	15,574百万円	融資収益	49,062百万円	計	69,509百万円
総合あっせん収益	3,314百万円																
個品あっせん収益	13,712百万円																
融資収益	56,346百万円																
計	73,372百万円																
包括信用購入あっせん収益	4,871百万円																
個別信用購入あっせん収益	15,574百万円																
融資収益	49,062百万円																
計	69,509百万円																

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
自己株式				
普通株式(注)	59	24	2	81

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の売渡し(買増し)によるものであります。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
自己株式				
普通株式(注)	81	9	0	90

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の売渡し(買増し)によるものであります。

(リース取引関係)

第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第50期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
記載すべき事項はありません。	同左

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,626	1,392	233

当事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,626	1,989	362
関連会社株式	-	-	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	22,919
関連会社株式	521

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」に含めておりません。

(税効果会計関係)

第49期 (平成21年3月31日)	第50期 (平成22年3月31日)																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">94,559百万円</td> </tr> <tr> <td>利息返還損失引当金等繰入額</td> <td style="text-align: right;">39,972百万円</td> </tr> <tr> <td>販売用不動産評価損等否認額</td> <td style="text-align: right;">13,718百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,862百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">137,855百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">8,226百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">298,196百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">277,508百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">20,687百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">51.4%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>退職給付信託益金算入</td> <td style="text-align: right;">8.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.7%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">1.2%</td> </tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	94,559百万円	利息返還損失引当金等繰入額	39,972百万円	販売用不動産評価損等否認額	13,718百万円	退職給付引当金繰入額	3,862百万円	繰越欠損金	137,855百万円	その他	8,226百万円	繰延税金資産小計	298,196百万円	評価性引当額	277,508百万円	繰延税金資産合計	20,687百万円	法定実効税率	40.4%	(調整)		評価性引当額	51.4%	住民税均等割額	1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	退職給付信託益金算入	8.7%	その他	1.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.2%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">64,351百万円</td> </tr> <tr> <td>利息返還損失引当金等繰入額</td> <td style="text-align: right;">26,119百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">11,262百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,514百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">137,419百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">7,702百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">251,369百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">230,606百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">20,762百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.4%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">40.2%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2.6%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">1.0%</td> </tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	64,351百万円	利息返還損失引当金等繰入額	26,119百万円	減損損失	11,262百万円	退職給付引当金繰入額	4,514百万円	繰越欠損金	137,419百万円	その他	7,702百万円	繰延税金資産小計	251,369百万円	評価性引当額	230,606百万円	繰延税金資産合計	20,762百万円	法定実効税率	40.4%	(調整)		評価性引当額	40.2%	住民税均等割額	2.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	その他	2.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.0%
貸倒引当金損金算入限度超過額	94,559百万円																																																																		
利息返還損失引当金等繰入額	39,972百万円																																																																		
販売用不動産評価損等否認額	13,718百万円																																																																		
退職給付引当金繰入額	3,862百万円																																																																		
繰越欠損金	137,855百万円																																																																		
その他	8,226百万円																																																																		
繰延税金資産小計	298,196百万円																																																																		
評価性引当額	277,508百万円																																																																		
繰延税金資産合計	20,687百万円																																																																		
法定実効税率	40.4%																																																																		
(調整)																																																																			
評価性引当額	51.4%																																																																		
住民税均等割額	1.4%																																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%																																																																		
退職給付信託益金算入	8.7%																																																																		
その他	1.7%																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.2%																																																																		
貸倒引当金損金算入限度超過額	64,351百万円																																																																		
利息返還損失引当金等繰入額	26,119百万円																																																																		
減損損失	11,262百万円																																																																		
退職給付引当金繰入額	4,514百万円																																																																		
繰越欠損金	137,419百万円																																																																		
その他	7,702百万円																																																																		
繰延税金資産小計	251,369百万円																																																																		
評価性引当額	230,606百万円																																																																		
繰延税金資産合計	20,762百万円																																																																		
法定実効税率	40.4%																																																																		
(調整)																																																																			
評価性引当額	40.2%																																																																		
住民税均等割額	2.0%																																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%																																																																		
その他	2.6%																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.0%																																																																		

(1株当たり情報)

第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第50期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	294.49円	1株当たり純資産額	278.25円
1株当たり当期純利益	25.03円	1株当たり当期純利益	15.54円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5.24円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2.87円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第50期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり当期純利益		1株当たり当期純利益	
当期純利益	12,573百万円	当期純利益	7,804百万円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	12,573百万円	普通株式に係る当期純利益	7,804百万円
期中平均株式数	502,305千株	期中平均株式数	502,288千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	-	当期純利益調整額	-
普通株式増加数	1,895,925千株	普通株式増加数	2,215,190千株
(うち第一回B種優先株式)	13,157千株	(うち第一回B種優先株式)	13,157千株
(うち第一回C種優先株式)	21,929千株	(うち第一回C種優先株式)	21,929千株
(うち第一回D種優先株式)	21,929千株	(うち第一回D種優先株式)	21,929千株
(うち第一回E種優先株式)	21,929千株	(うち第一回E種優先株式)	21,929千株
(うち第一回F種優先株式)	9,259千株	(うち第一回F種優先株式)	9,259千株
(うち第一回G種優先株式)	27,777千株	(うち第一回G種優先株式)	27,777千株
(うち第一回H種優先株式)	27,777千株	(うち第一回H種優先株式)	27,777千株
(うち第一回I種優先株式)	845,872千株	(うち第一回I種優先株式)	1,000,000千株
(うち第一回J種優先株式)	906,291千株	(うち第一回J種優先株式)	1,071,428千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。		希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 同左	

(企業結合等関係)

第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第50期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象)

第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第50期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定に基づき、この明細表の作成を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	42,214	3,374	538	45,050	19,351	1,181	25,699
構築物	1,187	6	50	1,143	860	39	283
工具、器具及び備品	2,257	64	129	2,192	1,064	78	1,127
土地	55,538	12,643	-	68,181	-	-	68,181
リース資産	6,814	2,686	849	8,652	3,226	2,027	5,425
その他	230	-	28	202	196	2	5
有形固定資産計	108,243	18,775	1,595	125,422	24,699	3,329	100,723
無形固定資産							
のれん	215	-	-	215	108	43	107
電話加入権	742	-	-	742	-	-	742
施設利用権	93	23	34	82	36	18	45
ソフトウェア	56,975	15,494	2,501	69,968	24,661	7,065	45,306
無形固定資産計	58,026	15,517	2,535	71,008	24,806	7,126	46,202
長期前払費用	2,661	542	1,641	1,561	737	548	824

(注) 当期増加額には販売用不動産からの所有目的の変更によるものが以下のとおり含まれております。

(建物) 2,743百万円 (土地) 12,643百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	319,793	71,243	152,902	-	238,134
賞与引当金	2,807	2,814	2,807	-	2,814
カードポイント引当金	4,775	4,551	4,775	-	4,551
店舗再編費用引当金	719	364	514	59	509
役員退職慰労引当金	236	92	-	-	329
利息返還損失引当金	98,940	2,400	36,688	-	64,652

(注) 1. 店舗再編費用引当金の当期減少額(その他)の59百万円は、戻し入れたものであります。

2. 利息返還損失引当金には利息返還債務引当金が含まれております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a. 現金及び預金

区分		金額(百万円)
現金		34
預金	当座預金	8,466
	普通預金	66,086
	通知預金	12,881
	振替貯金	550
計		87,985
合計		88,020

b. 割賦売掛金

部門	(A)前期 繰越高 (百万円)	(B)当期 発生高 (百万円)	(C)当期 回収高 (百万円)	(D)次期 繰越高 (百万円)	回収率 (%)	$\frac{C}{A+B}$	回転率 (回)	$\frac{B}{\frac{1}{2}(A+D)}$
包括信用購入 あっせん(注)	57,552	1,050,541	1,050,129	57,963	94.8		18.2	
個別信用購入 あっせん(注)	372,119	486,415	525,936	332,598	61.3		1.4	
融資	460,833	472,278	508,039	425,072	54.4		1.1	
計	890,504	2,009,236	2,084,106	815,634	71.9		2.4	

(注) 平成20年6月18日の割賦販売法の改正に伴い、従来の「総合あっせん」は「包括信用購入あっせん」に、「個品あっせん」は「個別信用購入あっせん」にそれぞれ当期より名称変更しております。

c. 信用保証割賦売掛金

部門	(A)前期 繰越高 (百万円)	(B)当期 発生高 (百万円)	(C)当期 回収高 (百万円)	(D)次期 繰越高 (百万円)	回収率 (%)	$\frac{C}{A+B}$	回転率 (回)	$\frac{B}{\frac{1}{2}(A+D)}$
信用保証	2,721,325	1,067,030	1,190,890	2,597,464	31.4		0.4	

d. 資産流動化受益債権

部門	金額(百万円)
包括信用購入あっせん	69,261
個別信用購入あっせん	107,503
融資	235,130
計	411,895

(注) 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であり、流動化の対象となった割賦売掛金の部門に基づき記載しております。

負債の部

a. 支払手形

イ 支払先別内訳

支払先	金額(百万円)	備考
株式会社ホンダカーズ東葛	2,407	加盟店に対する支払手形
株式会社ホンダカーズ南札幌	1,222	"
株式会社ダブルラック	1,069	"
岩手トヨペット株式会社	953	"
株式会社ヤマノホールディングス	410	"
その他	1,715	"
計	7,779	-

ロ 期日別内訳

平成22年4月 (百万円)	5月 (百万円)	6月 (百万円)	7月 (百万円)	8月 (百万円)	9月 (百万円)	10月以降 (百万円)	計 (百万円)
446	444	436	447	329	275	5,399	7,779

(注) 最終期日は、平成29年3月であります。

b. 買掛金

支払先	金額(百万円)	備考
メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社	47,396	加盟店に対する買掛金
ダイハツ信販株式会社	22,172	"
株式会社オリコオートリース	19,318	"
東京センチュリーリース株式会社	12,215	"
株式会社オートパックスフィナンシャルサービス	10,611	"
その他	146,264	
計	257,978	-

c. 信用保証買掛金

業種別	金額(百万円)
生命保険会社	296,670
損害保険会社	62,730
銀行関係	1,997,952
その他	240,110
計	2,597,464

d. 1年内返済予定の長期借入金

借入先	金額(百万円)	用途
都市銀行他	292,721	運転資金

e. 長期借入金

借入先	金額(百万円)	用途
都市銀行他	455,345	運転資金

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	普通株式 500株 優先株式 1,000株
単元未満株式の買取り又は売渡し(買増し)	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取り・売渡し(買増し)手数料	
公告掲載方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.orico.co.jp/company/index.html
株主に対する特典	ありません

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、並びに単元株式の買増請求をする権利、以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第49期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
平成21年6月26日 関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成21年6月26日 関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第50期第1四半期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）
平成21年8月13日 関東財務局長に提出。
- (4) 四半期報告書及び確認書
（第50期第2四半期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
平成21年11月12日 関東財務局長に提出。
- (5) 四半期報告書及び確認書
（第50期第3四半期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）
平成22年2月12日 関東財務局長に提出。
- (6) 発行登録書及びその添付資料
平成22年2月19日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月15日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 雅和 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津 昌史 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オリエントコーポレーションの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社オリエントコーポレーションが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月15日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 雅和 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津 昌史 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オリエントコーポレーションの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社オリエントコーポレーションが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月15日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 雅和 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津 昌史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーションの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 雅和 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津 昌史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーションの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。